

公布した規則一覧

令和7年

公布番号	規則名
2	杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
3	杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
4	杉並区契約事務規則の一部を改正する規則
5	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則
6	杉並区組織規則の一部を改正する規則
7	杉並区非常勤職員規則の一部を改正する規則
8	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
9	杉並区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
10	杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
11	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
12	杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
13	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
14	杉並区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則
15	杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則
16	杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
17	杉並区いじめ問題調査委員会規則
18	杉並区組織規則の一部を改正する規則
19	杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
20	杉並区公有財産管理規則の一部を改正する規則
21	杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

22	杉並区浄化槽法施行細則の一部を改正する規則
23	杉並区会計事務規則の一部を改正する規則
24	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
25	杉並区医療法施行細則の一部を改正する規則
26	杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則
27	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則
28	杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則
29	杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例施行規則の一部を改正する規則
30	杉並区中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務取扱細則の一部を改正する規則
31	杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第3条第1項第7号の規定により同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者を定める規則の一部を改正する規則
32	杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第24条の一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を定める規則
33	杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則
34	杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
35	杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
36	杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則
37	杉並区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則
38	杉並区家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月3日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第2号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条、第7条関係）

利用者登録等申請書

杉並区長 宛

年 月 日

私は、注意事項を確認の上、以下のとおり（ ）
 を申請します。
 を届け出ます。

申請者 氏名 _____

住所 _____

利用者登録種別 (○をつけてください)	登録団体												
	区内利用者	<input type="checkbox"/> 区内団体 <input type="checkbox"/> 在住個人 <input type="checkbox"/> 在勤個人 <input type="checkbox"/> 在学個人											
	区外利用者	<input type="checkbox"/> 区外団体 <input type="checkbox"/> 区外個人											
	その他	<input type="checkbox"/> 産業商工団体 <input type="checkbox"/> 官公署等											
利用者登録番号											●新規の場合は記入不要です		
パスワード (英数8～12桁)													
利用目的													
団体名 ※個人は不要	ふりがな												
	団体名											●25文字以内	
代表者名 又は 個人名	ふりがな												
	氏名												
	住所	〒□□□-□□□□											
	電話番号	— —											
勤務先（在勤） 学校名（在学） ※在勤・在学の場合のみ記入	ふりがな												
	名称												
	住所	〒□□□-□□□□											
	電話番号	— —											
連絡責任者 ※団体の場合のみ記入	ふりがな												
	氏名												
	住所	〒□□□-□□□□											
	電話番号	— —											

附 則

- 1 この規則は、令和7年3月4日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月3日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第3号

杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則（平成29年杉並区規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（第1号様式）」を「（第1号様式）を」に改め、同条第2項中「（第3号様式）」を「（第3号様式）を」に改め、同条第3項中「（第5号様式）」を「（第5号様式）を」に、「により速やかに届け出なければ」を「を速やかに提出しなければ」に改める。

別表中

和田堀公園野球場	野球場						を
----------	-----	--	--	--	--	--	---

和田堀公園野球場	野球場						に
馬橋公園多目的広場及び四季の広場	野球場 運動場 ゲートボール場						

改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条、第7条関係）

年 月 日

社会体育団体登録等申請書

杉並区長 宛

以下のとおり（ ）を申請します。
 ）を届け出ます。

さざんかねつと登録番号 (新規登録の場合は、記入不要)											
ふりがな (40文字以内)											
団体名 (25文字以内)											
施設区分											
種別 (○をつけてください。)		・一般・学生・少年(中学生)・少年(小学生以下)・障害者									
パスワード (英数字8~12桁)											
主な活動種目		団体紹介・会員募集 1 希望する 2 希望しない									
申請者	氏名	ふりがな									
		氏							名		
	住所	(〒 —)							本人確認 (施設記入欄)		
		電話	()								
代表者	氏名	ふりがな									
		氏							名		
	住所	(〒 —)							本人確認 (施設記入欄)		
		電話	()								
	生年月日	年 月 日									
連絡責任者	氏名	ふりがな									
		氏							名		
	住所	(〒 —)							本人確認 (施設記入欄)		
		電話	()								
	生年月日	年 月 日									
構成員数		人	うち区内在住・在勤・在学者数						人		

年 月 日

個人登録等申請書

杉並区長 宛

以下のとおり（

）を申請します。
届け出ます。

さざんかねっと登録番号（新規登録の場合は、記入不要）											
パスワード （英数字 8～12桁）											
氏名	ふりがな										
	氏							名			
住所	(〒 —)										
	電話番号	()									
生年月日	年 月 日										
主な活動種目											
勤務先又は学校	(〒 —) 杉並区										
	勤務先又は学校名										
	電話番号	()									

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

社会体育団体登録変更等申請書

杉並区長 宛

以下のとおり（変更・廃止）を申請します。※変更する項目の□に \surd を記入してください。

団体名		さざんかねっと											
		登録番号											
申請者	氏名	ふりがな											
		氏						名					
	住所	(〒 —)										本人確認 (施設記入欄)	
電話	()												
□	ふりがな (40文字以内)												
	団体名 (25文字以内)												
□	施設区分												
□	種別 (○をつけてください。)	・一般・学生・少年(中学生)・少年(小学生以下)・障害者											
□	パスワード (英数字8~12桁)												
□	主な活動種目												
□	代表者	氏名	ふりがな										
		氏						名					
	住所	(〒 —)										本人確認 (施設記入欄)	
電話	()												
	生年月日	年 月 日											
□	連絡責任者	氏名	ふりがな										
		氏						名					
	住所	(〒 —)										本人確認 (施設記入欄)	
電話	()												
	生年月日	年 月 日											
□	構成員数	人	うち区内在住・在勤・在学者数							人			
変更年月日		年 月 日											

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

個人登録変更等申請書

杉並区長 宛

以下のとおり（変更・廃止）を申請します。※変更する項目の□に \surd を記入してください。

さざんかねつと登録番号																			
申請者	氏名	ふりがな																	
		氏											名						
	住所	(〒 —)												本人確認 (施設記入欄)					
		電話	()																
<input type="checkbox"/>	パスワード (英数字8～12桁)																		
<input type="checkbox"/>	氏名	ふりがな																	
		氏											名						
<input type="checkbox"/>	住所	(〒 —)																	
		電話番号	()																
<input type="checkbox"/>	主な活動種目																		
<input type="checkbox"/>	勤務先又は学校	(〒 —) 杉並区																	
		勤務先又は学校名																	
		電話番号	()																
変更年月日		年 月 日																	

附 則

- 1 この規則は、令和7年3月4日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、同月6日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則別表の規定は、令和7年6月1日以後の馬橋公園多目的広場及び四季の広場の施設の使用に係る杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則第1条に規定する予約システムの利用について適用する。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第4号

杉並区契約事務規則の一部を改正する規則

杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項第2号中「（4億円を限度とする。）」を削り、同項第3号中「（5,000万円を限度とする。）」を削る。

第49条の2第1項中「、1億円を限度として」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第49条第1項第2号及び第3号並びに第49条の2第1項の規定は、この規則の施行の日前に締結された契約及び同日以後に締結される契約で同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係るものについては、適用しない。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第5号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則（昭和38年杉並区規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立高井戸保育園の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第6号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項総務部の部経理課の項中「車両担当係長
契約係」を「契約係」に改め、同
条第1項区民生活部の部管理課の項中「庶務係」を「庶務係
平和事業担当係長」に改め、
同条第1項保健福祉部の部障害者生活支援課の項中「障害者生活支援課」を「障害
者施設支援課」に改め、同部高齢者施策課の項中「管理係
施設整備推進担当係長」を「管
理係」に、「施設担当係長
長寿応援ポイント担当係長」を「施設整備推進係
施設担当係長」に改め、
同条第1項子ども家庭部の部管理課の項中「子ども政策担当係長」を「子ども政策
子どもの権
担当係長
に改め、同部子ども家庭支援課の項中「事業係」を「管理係」に
利推進担当係長」
改め、同部児童相談所設置準備課の項中「設置・運営準備係」を「管理係
一時保護施設準
備担当係長」に改め、同部児童青少年課の項中「計画調整担当係長（2）」を「子
どもの居場所づくり担当係長（3）」に改め、同条第1項都市整備部の部みどり公
園課の項を次のように改める。

みどり公園課
みどり公園担当係長（6）

第7条第1項会計管理室の部会計課の項中「会計制度改革担当係長」を「地方公会計担当係長」に改める。

第8条第4項中「部」を「前項に定めるもののほか、部」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 子ども家庭部に別表第1に掲げる参事を置く。この場合の担当事務は、区長が定める。

第9条第3項中「区民生活部」の次に「、子ども家庭部」を加える。

第11条情報管理課の部情報基盤担当係長の項に次の1号を加える。

(5) 文書管理事務、庶務事務、財務会計事務等に係るシステムの再構築に関すること。

第12条第1項経理課の部庁舎管理係の項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 庁有車管理の総合調整に関すること。

(5) 庁有車の運行委託及び維持管理等に関すること（他の部、課に属するものを除く。）。

(6) 交通安全の確保及び庁有車に係る事故処理に関すること。

第12条第1項経理課の部車両担当係長の項を削る。

第13条管理課の部庶務係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

平和事業担当係長

(1) 平和事業の推進に関すること。

第14条障害者施策課の部児童支援係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 障害児入所給付費の支給に関する事務等に係る調整に関すること。

第14条障害者生活支援課の部中「障害者生活支援課」を「障害者施設支援課」に改め、同条高齢者施策課の部施設整備推進担当係長の項を削り、同部いきがい活動支援係の項第1号中「高齢者の就業支援及び」を削り、同項第2号中「支援」の次に「及び高齢者の就業支援」を加え、同部施設担当係長の項を削り、同部に次のように加える。

施設整備推進係

- (1) 高齢者に係る施設の計画及び建設（建設助成を含む。）に関すること。

施設担当係長

- (1) 高齢者活動支援センター及びゆうゆう館に関すること（他の係に属するものを除く。）。
- (2) ゲートボール場の管理に関すること。

第14条介護保険課の部事業計画担当係長の項に次の1号を加える。

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業に係る国及び都の支出金の交付申請及び精算に関すること（他の課、係に属するものを除く。）。

第14条介護保険課の部資格保険料係の項第4号中「及び滞納処分」を削り、同部給付係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「介護予防・生活支援サービス事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業」に改め、同号を同項第8号とする。

第15条管理課の部庶務係の項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 子ども食堂への支援に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- (8) 児童福祉審議会の設置に関する事務等に係る調整に関すること。

第15条管理課の部子ども政策担当係長の項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 子どもの意見表明及び意見反映に関すること（他の部、課に属するものを除く。）。
- (5) 子どもの貧困の解消に向けた対策の連携、推進等に係る調整に関すること。

第15条管理課の部子ども政策担当係長の項の次に次のように加える。

子どもの権利推進担当係長

- (1) 子どもの権利の保障に関すること（他の部、課、係に属するものを除く。）。

第15条子ども家庭支援課の部事業係の項中「事業係」を「管理係」に改め、同

項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 児童福祉法に規定する家庭支援事業の実施に関する事（他の課に属するものを除く。）。

第15条児童相談所設置準備課の部設置・運営準備係の項中「設置・運営準備係」を「管理係」に改め、同項第4号中「一時保護所」を「一時保護施設」に改め、同部に次のように加える。

一時保護施設準備担当係長

- (1) 一時保護施設の管理運営に係る検討及び調整並びに準備に関する事。

第15条保育課の部認定・入園係の項第3号及び第4号中「特定地域型保育事業等」を「特定地域型保育事業」に改め、同部保育料担当係長の項第1号中「地域型保育事業等」を「地域型保育事業」に改め、同部保育施設建設係の項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者等」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 幼保連携型認定こども園等に関する事務等に係る調整に関する事。

第15条児童青少年課の部計画調整担当係長の項中「計画調整担当係長」を「子どもの居場所づくり担当係長」に改め、同項第1号中「児童館施設の再編整備」を「子どもの居場所づくり」に改め、同項第2号中「児童館等の見直し」を「子どもの居場所づくり」に改める。

第16条管理課の部自転車活用推進係の項第2号中「放置防止及び」を削り、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同部自転車駐車場係の項中第5号を第8号とし、第2号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 自転車の放置禁止区域の指定に関する事。

- (3) 放置自転車の撤去等に関する事。

- (4) 自転車の放置防止に係る啓発に関する事。

第16条建築課の部建築企画係の項に次の1号を加える。

- (13) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度に関する事。

第16条建築課の部設備担当係長の項第4号中「、届出」を削る。

第16条みどり公園課の部を次のように改める。

みどり公園課

みどり公園担当係長

- (1) 公園緑地、遊び場及び公衆便所並びにこれらの附属物（以下「公園施設」という。）の管理に関する事。
- (2) 公園緑地事務所との連絡調整に関する事。
- (3) 緑の募金に関する事。
- (4) 公園緑地事業の運営及び普及に関する事。
- (5) 公園施設の利用調整に関する事。
- (6) 公園施設の利用指導に関する事。
- (7) 区民等の公園等における自主活動に関する事。
- (8) 区民等の緑化活動に関する事。
- (9) 公園緑地事業の計画及び調整に関する事。
- (10) 公園施設の再編整備に関する事。
- (11) 多世代が利用できる公園づくりに関する事。
- (12) 公園施設の長寿命化に関する事。
- (13) 公園施設の建設、改修及び維持補修に係る計画、調査及び設計に関する事。
- (14) 公園及び緑化の技術管理に関する事。
- (15) 開発行為等による提供公園緑地の計画調整に関する事。
- (16) みどりの計画及び調査に関する事。
- (17) 緑化の普及啓発に関する事。
- (18) みどりの基金に関する事。
- (19) みどりの協定に関する事。
- (20) 緑化推進連絡会に関する事。
- (21) 生産緑地に関する事。
- (22) みどりの保全及び育成に関する事。
- (23) 緑化計画の相談及び調整に関する事。
- (24) 緑化助成に関する事。
- (25) 公共施設の緑化及びみどりの維持管理に関する事（他の課、公園緑地事務所に属するものを除く。）。

(26) 苗木の育成及び区営苗圃^ほの管理運営に関すること。

(27) 市民緑地に関すること。

第18条会計課の部会計制度改革担当係長の項中「会計制度改革担当係長」を「地方公会計担当係長」に改め、同項第1号中「会計制度改革」を「地方公会計制度」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

(1) 担当部長

名称	担当事務
政策経営部区政イノベーション担当部長	区政経営改革担当課長、公民連携担当課長及び情報管理課が所掌する事務
政策経営部施設マネジメント担当部長	施設マネジメント担当課長が所掌する事務
政策経営部事業調整担当部長	事業調整担当課長が所掌する事務
区民生活部文化・スポーツ担当部長	文化・交流課及びスポーツ振興課が所掌する事務
保健福祉部高齢者担当部長	高齢者施策課、高齢者在宅支援課及び介護保険課が所掌する事務
保健福祉部健康担当部長	健康施策に関すること。
都市整備部まちづくり担当部長	市街地整備課が所掌する事務
都市整備部土木担当部長	土木管理課、土木計画課、狭あい道路整備課、みどり公園課及び杉並土木事務所が所掌する事務

(2) 参事

名称

子ども家庭部参事（児童相談所準備担当）

別表第2（1）保健福祉部高齢者施設整備担当課長の項中「施設整備推進担当係長」を「施設整備推進係」に改め、同表（1）子ども家庭部子ども政策担当課長の項中「子ども政策担当係長」の次に「及び子どもの権利推進担当係長」を加え、同表（1）子ども家庭部子どもの居場所づくり担当課長の項中「児童青少年課計画調整担当係長」を「子どもの居場所づくり担当係長」に改め、同表（1）都市整備部みどり施策担当課長の項を次のように改める。

都市整備部みどり施策担当課長	みどり公園担当係長が所掌する事務のうち、第16条みどり公園課の部みどり公園担当係長の項第16号から第27号までに掲げるもの
----------------	---

別表第2（2）区民生活部副参事（ふるさと納税担当）の項の次に次のように加える。

子ども家庭部副参事（一時保護施設準備担当）

別表第3子ども家庭部の部1の項中「杉並区高円寺南一丁目28番4号」を「杉並区高円寺南二丁目40番24号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第3子ども家庭部の部1の項の改正規定は、同年6月2日から施行する。

杉並区非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月24日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第7号

杉並区非常勤職員規則の一部を改正する規則

杉並区非常勤職員規則（昭和39年杉並区規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表医員の部災害医療担当の項の次に次のように加える。

災害薬事担当	日額	13,000円
--------	----	---------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第8号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年杉並区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第9号

杉並区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第12条第2項第1号」を「第15条第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第10号

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年杉並区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同条第2項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第17条第1項第3号中「その他これ」を「、同法第70条の3第1項に規定する育児休業支援手当金その他これら」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第11号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年杉並区規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第7項第2号中「、条例第9条の3第1項の規定による請求にあつては3歳に、条例第9条の4第1項の規定による請求にあつては」を削り、同条第9項中「の請求」を「の規定による請求」に、「の届出」を「の規定による届出」に改め、同条第10項中「第7項第1号及び第2号」を「第7項各号」に、「第6項中「第1項」を「第6項中「第1項の規定による請求が」に、「」と、「次の各号」とあるのは「第1号」を「の規定による請求が」と、「次の各号」とあるのは「第1号」に改める。

第24条の5の見出しを「（子の看護等のための休暇）」に改め、同条第1項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、「満12歳」の次に「（次に掲げる場合にあつては、満18歳）」を加え、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をすることをいう。第4項において同じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- (2) 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交

付を受けている場合

(3) 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

(4) 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

第24条の5第2項及び第3項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第4項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第25条の2の2第1項第1号中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同項第3号中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同項第4号中「児童福祉法第6条の2第1項に規定する」を削り、「同条第3項の規定により当該」を「児童福祉法第6条の2第3項の規定により」に改める。

本則に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第29条 条例第16条の4第1項の規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

(1) 条例第9条の2第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限

(2) 条例第9条の3第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

(3) 条例第9条の4第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

(4) 条例第15条第1項に規定する短期の介護休暇

(5) 条例第16条第1項に規定する介護休暇

(6) 条例第16条の2第1項に規定する介護時間

2 条例第16条の4第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）
- (2) 介護両立支援制度等の請求先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

3 条例第16条の4第1項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法

4 条例第16条の4第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信

5 条例第16条の4第2項の規定により、職員に対して、第2項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法

（勤務環境の整備に関する措置）

第30条 条例16条の5第1項第3号の規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に

関する方針の周知

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第12号

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区規則第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「フルタイム会計年度任用職員」の次に「及びパートタイム会計年度任用職員のうち種別（杉並区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年杉並区規則第34号）第2条第1項に規定する種別をいう。以下同じ。）が一般のもの」を加える。

第13条第1項第1号中「（杉並区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年杉並区規則第34号）第2条第1項に規定する種別をいう。以下同じ。）」を削る。

第16条第1項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第2項第1号中「、出産支援休暇、育児参加休暇」を削り、「、ボランティア休暇及び子の看護のための休暇」を「及びボランティア休暇」に改め、同項第2号中「任用期間（同年度内において引き続き任用された会計年度任用職員にあっては、当初の任用期間に当該引き続き任用された任用期間を加えた期間）が6月を超え、かつ、」を削る。

第28条の見出しを「（子の看護等のための休暇）」に改め、同条第1項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、「満12歳」の次に「（次に掲げる場合にあっては、満18歳）」を加え、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をすることをいう。第4項において同じ）」に

改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該会計年度任用職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- (2) 当該会計年度任用職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
- (3) 当該会計年度任用職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- (4) 当該会計年度任用職員が養育する当該子が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

第28条第2項及び第3項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第4項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第30条第1項中「限る」の次に「第38条において「配偶者等」という」を加える。

第33条の2第1項第1号中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同項第3号中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同項第4号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する」を削り、「同条第3項の規定により当該」を「児童福祉法第6条の2第3項の規定により」に改める。

第39条を第41条とし、第38条を第40条とし、第37条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等）

第38条 任命権者は、会計年度任用職員が配偶者等が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、次に掲げる制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制

度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための措置を講じなければならない。

- (1) 第9条において準用する条例第9条の2第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限
 - (2) 第10条において準用する条例第9条の3第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
 - (3) 第10条において準用する条例第9条の4第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
 - (4) 第29条第1項に規定する短期の介護休暇
 - (5) 第30条第1項に規定する介護休暇
 - (6) 第32条第1項に規定する介護時間
- 2 任命権者は、会計年度任用職員に対して、当該会計年度任用職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
 - 3 職員勤務時間規則第29条第2項から第5項までの規定は、前2項の規定による配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

(勤務環境の整備に関する措置)

第39条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 会計年度任用職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び会計年度任用職員に対する当該事例の提供
- (4) 会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第13号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第16号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第14号

杉並区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

杉並区スポーツ推進委員に関する規則（平成29年杉並区規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「8,000円」を「1万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第15号

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（令和2年杉並区規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第29条」を「第42条第1項」に改める。

第4条中「第11条3項」を「第11条第3項」に改める。

第5条第1項中「（昭和49年建設省令第1号）」を削る。

第1号様式中「印」を削り、「第29条」を「第42条第1項」に改める。

第2号様式中「規定」を「の規定」に改める。

第3号様式及び第5号様式中「印」を削る。

第6号様式中「第11条第2項 号」を「第11条第2項第 号」に改める。

第7号様式中「印」を削る。

第8号様式中「印」を削り、「第11条第2項 号」を「第11条第2項第号」に、「により」を「により、下記のとおり」に改める。

第9号様式中「印」を削り、「第11条第2項 号」を「第11条第2項第号」に、「規定により」を「規定により、下記のとおり」に改める。

第11号様式中「印」を削る。

第13号様式中「申請者の住所」を「住所」に、「申請者の氏名」を「氏名」に改め、「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第3号様式、第5号様式、第7号様式から第9号様式まで、第11号様式及び第13号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第16号

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則（昭和56年杉並区規則第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「杉並区立学校」を「区内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、同項第2号から第6号までの規定により利用料金の免除を受けようとする者が、これらの者であることを証する書類の提示その他これに準ずる措置を講じたときは、この限りでない。

別表第1荻外荘公園の項中「翌年1月1日まで」の次に「（芝生広場にあつては、12月29日から翌年1月1日まで）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1荻外荘公園の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区いじめ問題調査委員会規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第17号

杉並区いじめ問題調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、杉並区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び議題
- (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
- (3) 会議資料の名称
- (4) 会議の次第
- (5) 会議の結果
- (6) 会議に出席した者の主要な発言
- (7) その他会長が必要と認める事項

(庶務)

第4条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第18号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項総務課の部総務係の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) いじめ問題調査委員会に関すること。

第12条第1項経理課の部庁舎管理係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 杉並区役所庁舎整備基金に関すること。

第15条管理課の部子どもの権利推進担当係長の項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 子どもの権利救済委員に関すること。

別表第4 杉並区行政不服審査会の項の次に次のように加える。

杉並区いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査等に関すること。
---------------	-----------------------------------

別表第4 杉並区子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

杉並区子どもの権利救済委員	子どもの権利の侵害からの救済に関すること。
---------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第19号

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第30号）
の一部を次のように改正する。

第12条の2第2号中「就業手当又は同令第82条の7第1項に規定する」を削
る。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第11条、第12条、第15条—第19条関係）

資格証 番号		交付 年月日	年 月 日		
失業者退職手当受給資格証					
受給資格者	氏 名	男・女	年 齡 満 歳		
	住所又は居所	退 職 理 由			
	退職年月日	年 月 日	勤 続 期 間 年 月 日		
	求職年月日	年 月 日	受給期間満了 年 月 日		
退職時支給された退職手当		円			
基本手当に相当する退職手当		円(C)			
計 算 の 根 拠	最後の六月に支払った給与総額	1 給 料 円	$\frac{(A)}{180} =$ 円 基本手当日額 円(B) $(B) \times (\text{所定給付日数} - \text{待機日数}) =$ 円(C)		
		2 扶 養 手 当 円			
		3 地 域 手 当 円			
		4 特 殊 勤 務 手 当 円			
		5 超 過 勤 務 手 当 円			
		6 夜 勤 手 当 円			
		7 休 日 給 円			
		8 そ の 他 円			
		合 計 円(A)			
待期日数	日	所定給付日数	日		
待期満了年月日	年 月 日	失業認定日	毎月 日		
公 共 職 業 訓 練 等	受講開始	技 能 習 得 手 当	受講手当	月額 円	支給開始 年 月 日
	年 月 日		特定職種受講手当	月額 円	支給開始 年 月 日
	受講終了予定	寄 宿 手 当	通所手当	月額 円	支給開始 年 月 日
	年 月 日		寄宿手当	月額 円	支給開始 年 月 日
所 属	所 在 地				
	名 称				
任命権者 (交付者)	所 在 地				
	職 氏 名				

第14号様式を削り、第14号の2様式を第14号様式とし、第14号の3様式を第14号の2様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第14号の2様式及び第14号の3様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区公有財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第20号

杉並区公有財産管理規則の一部を改正する規則

杉並区公有財産管理規則（昭和39年杉並区規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、保健所の課にあつては健康推進課長、生活衛生課長及び保健サービス課長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第21号

杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

杉並区食品衛生法施行細則（昭和50年杉並区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第9号様式及び第10号様式中

「（1）栄養士（2）調理師（3）製菓衛生師（4）食鳥処理衛生管理者
（5）船舶料理士（6）食品衛生監視員
（7）食品衛生責任者養成講習会修了者
（8）その他（_____）」を

「（1）栄養士（2）管理栄養士（3）調理師（4）製菓衛生師
（5）食鳥処理衛生管理者（6）船舶料理士（7）食品衛生監視員
（8）食品衛生責任者養成講習会修了者
（9）その他（_____）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第9号様式及び第10号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区浄化槽法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第22号

杉並区浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

杉並区浄化槽法施行細則（平成18年杉並区規則第52号）の一部を次のように改正する。

第12号様式中「あて」を「宛」に、
「大腸菌群数 個/ml」を「大腸菌数 CFU/ml」に、

「大腸菌群数は」を「大腸菌数は、」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第12号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第23号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号中「徴収調整担当係長」を「経理調整担当係長」に改める。

第78条第1項に次の1号を加える。

（23） 妊婦支援給付金

別表杉並福祉事務所管理係長の項及び杉並福祉事務所高円寺事務所管理係長の項中「高円寺事務所相談係」を「高円寺事務所相談係、女性相談調整担当係長」に改め、同表子ども家庭部児童相談所設置準備課設置・運営準備係長の項中「子ども家庭部児童相談所設置準備課設置・運営準備係長」を「子ども家庭部児童相談所設置準備課管理係長」に改め、同表都市整備部みどり公園課管理係長の項中「都市整備部みどり公園課管理係長」を「都市整備部みどり公園課みどり公園担当係長（庶務を担当する者に限る。）」に改め、同表に次のように加える。

各区立学校の校長	各区立学校
----------	-------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第24号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成12年杉並区規則第119号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号ヒ中「第37条（）」の次に「法第8条各項の規定により適用する場合、」を加え、同号ヘ中「第42条（）」の次に「法第8条各項の規定により適用する場合、」を加え、同号中デをブとし、キからヅまでをガからビまでとし、ワをエとし、その次に次のように加える。

ヲ 法第50条の3の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定

ン 法第50条の4の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定
第1条第3号中ヨをキとし、マからユまでをムからワまでとし、ホの次に次のように加える。

マ 法第44条の3の2（法第8条第2項又は第3項の規定により適用する場合及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定

ミ 法第44条の3の3（法第8条第2項又は第3項の規定により適用する場合及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定

第1条第4号イ中「第6条第1項及び第3項並びに附則第7条第1項」を「第6条第1項から第3項まで」に改め、同号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第9条の3の規定による定期の予防接種等に関する記録の作成及び保存
第1条第4号中ク及びケを削り、コをクとし、その次に次のように加える。

ケ 省令第3条第2項の規定による定期の予防接種等に関する記録の開示
第1条第4号サ中「第4条第1項」を「第4条第1項及び第2項」に、「同条第

3項」を「同条第4項」に改め、同号中サをコとし、シからメまでをサからムまでとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第25号

杉並区医療法施行細則の一部を改正する規則

杉並区医療法施行細則（平成9年杉並区規則第42号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「（診療用放射性同位元素使用器具備付届等）」に改め、同条中「省令」の次に「第27条の3第1項及び」を、「診療所に」の次に「診療用放射性同位元素使用器具、」を加える。

第23条中「第27条第3項」の次に「、第27条の3第2項」を、「診療用放射線照射器具」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加える。

第24条第2号中「放射性同位元素装備診療機器に関する変更届」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具に関する変更届」を加える。

第25条第2号中「放射性同位元素装備診療機器廃止届」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具廃止届」を加え、同条第3号中「診療用放射性同位元素廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素使用器具廃止後の措置届、診療用放射性同位元素廃止後の措置届」に改める。

第26条を次のように改める。

（台帳の備付け）

第26条 区長は、診療所及び助産所（以下「診療所等」という。）に関する台帳を備え、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- （1） 診療所等の名称及び所在地
- （2） 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- （3） 開設及び使用の許可年月日及び許可番号
- （4） 開設届の收受年月日及び番号並びに開設年月日
- （5） 管理者の氏名及び住所
- （6） 診療科目及び許可病床数（助産所を除く。）

(7) その他区長が必要と認める事項
第1号様式を次のように改める。

14 診察室								
診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積	診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積			
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²			
15 処置室（診察室兼用の場合を除く。）								
処置室名	室面積	処置室名	室面積					
	m ²		m ²					
16 歯科治療室								
室面積	治療椅子	防火設備	その他必要な設備					
m ²	台							
17 歯科技工室								
室面積	防じん設備	防火設備	その他必要な設備					
m ²								
18 検査室								
名称	室面積	防火設備	検査器具、器械等					
臨床検査室	m ²							
19 調剤所								
室面積	鍵のかかる貯蔵設備	冷暗所の有無	備付けてるびん	備考				
m ²			10mg 台 感量500mg 台 mg 台					
20 手術室及び準備室								
区分	面積	構造設備						
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	清潔な手洗い設備
手術室	m ²	台						
準備室	m ²							
その他の施設								

2 1 分べん室及び新生児入浴施設						
分べん室	室面積	構造設備		新生児入浴施設	室面積	構造概要
	m ²				m ²	
2 2 エックス線装置及び診療室						
開設時設置	エックス線装置	固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式		
エックス線診療室	室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室		
				面積	設備	
	m ²		m ²	m ²		
2 3 その他の施設						
看護師勤務室	階	m ²	待合室	m ²		
事務室		m ²	新生児室	m ²		
宿直室		m ²				
消毒施設		m ²				
給食設備		m ²				
洗濯室		m ²				
2 4 建築確認 年 月 日 第 号						
2 5 添付書類						
(1) 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例及び登記事項証明書 (2) 土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。） (3) 敷地の平面図 (4) 敷地周囲の見取図 (5) 建物の平面図（縮尺100分の1以上のもの） (6) エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。） (7) 案内図						

第2号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、「いす」を「椅子」に改める。

第3号様式、第5号様式及び第7号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削る。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第8条関係）

年 月 日			
杉並区長 宛			
		住 所	
		開設者	
		氏 名	
		電 話 番 号 ()	
		ファクシミリ番号 ()	
診 療 所 開 設 届			
診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
1	名 称		
2	所 在 地	電 話 番 号 ()	
		ファクシミリ番号 ()	
3	診 療 科 目		
4 開 設 者	現に病院又は診療所を開 設し、管理し、又は勤務 している場合	名 称 所在地	
	本施設と同時に病院又は 診療所を開設しようとする 場合	名 称 所在地	
5	開 設 年 月 日	年 月 日	
6 管 理 者	現 住 所	電 話 番 号 ()	
		ファクシミリ番号 ()	
	氏 名		
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日	年 月 日	確認欄
	免許証番号及び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確認欄
7	診 療 日 時		

8 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科目、診療日時及び医籍の登録事項													
氏名	担当診療科目	診療日時	医籍の登録事項					確認欄					
			臨床研修等 修了登録年月日	免許証番号及び 登録年月日	第	年	月		号日				
			年	月	日	第	年	月	号日				
			年	月	日	第	年	月	号日				
			年	月	日	第	年	月	号日				
			年	月	日	第	年	月	号日				
			年	月	日	第	年	月	号日				
			年	月	日	第	年	月	号日				
9 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時													
氏名		勤務日時			免許証番号及び 登録年月日					確認欄			
					第	年	月	号日					
					第	年	月	号日					
					第	年	月	号日					
10 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師等）													
職種	氏名			免許証番号		登録年月日			確認欄				
				第	号	年	月	日					
				第	号	年	月	日					
				第	号	年	月	日					
				第	号	年	月	日					
11 従業者定員													
医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	診療放射線 （エックス線）技師	看護補助	事務員		歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士		計
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
12 敷地の面積			m ² （平面図は、別添のとおり）										

1 3 交通機関及び敷地周囲の見取図									
交通機関	線			駅下車	口徒歩	分			
	駅			口からバス（	行）	下車徒歩	分		
敷地の条件	用途地域		防火地域						
見取図	別添のとおり								
1 4 建物の構造概要及び平面図									
建物別名称	構造概要			建築面積	延べ面積				
	造 階建て			m ²	m ²				
	造 階建て			m ²	m ²				
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合									
住宅と併設の場合	造 階建てのうち			階	m ² 使用				
ビルディングの一部を使用する場合	造 階建てのうち			階	号室	m ² 使用			
平面図	別添のとおり								
1 5 廊下の幅									
建物別名称	片側廊下	中廊下	建物別名称	片側廊下	中廊下				
	m	m		m	m				
	m	m		m	m				
1 6 2階以上に病室を有する建物別の階段数及びその構造									
建物別名称	患者の使用する屋内直通階段						病室の あ る 最上階	避難階段 の 数	備 考
	用途	幅	踊り場の幅	け上げ	踏面	手すりの有無			
		m	m	cm	cm		階 から地上 まで 箇所		
		m	m	cm	cm				
		m	m	cm	cm		階 から地上 まで 箇所		
		m	m	cm	cm				
	エレベーターの有無						有	・	無

17 病室の構造概要										
棟別	階別	病室	病室	一室の	一室の	一人当た	一室の	一室の	天井の	換気の
		番号	種別	病床数	床面積	り床面積	採光面積	開放面積	高さ	方法
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
18 診察室										
診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積			診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積			
科	m ²	m ²			科	m ²	m ²			
科	m ²	m ²			科	m ²	m ²			
19 処置室（診察室兼用の場合を除く。）										
処置室名		室面積		処置室名		室面積				
科		m ²		科		m ²				
20 歯科治療室										
室面積		治療椅子	給水火気設備		防火設備		その他必要な設備			
m ²		台								
21 歯科技工室										
室面積		防じん設備	給水火気設備		防火設備		その他必要な設備			
m ²										
22 検査室										
名称		室面積	防火設備		検査器具、器械等					
臨床検査室		m ²								
		m ²								

23 調剤所								
室面積	鍵のかかる貯蔵設備	冷有	暗所の無	備付けてんびん	備考			
m ²								
24 手術室及び準備室								
区分	面積	構造設備						
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	清潔な手洗い設備
手術室	m ²	台						
準備室	m ²	台						
その他の施設								
25 分べん室及び新生児入浴施設								
分べん室								
室面積	m ²	構造設備						
新生児入浴施設								
室面積	m ²	構造概要						
26 エックス線装置及び診療室								
開設時設置（予定）のエックス線装置								
固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式						
エックス線診療室								
室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室					
			面積	設備				
m ²		m ²	m ²					
m ²		m ²	m ²					

27 その他の施設				
看護師勤務室	階	m ²	待合室	m ²
事務室		m ²	新生児室	m ²
宿直室		m ²		m ²
消毒施設		m ²		m ²
給食設備		m ²		m ²
洗濯室		m ²		m ²
28 建築確認	年 月 日 第 号			
29 添付書類				
<p>(1) 開設者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証及び免許証の写し並びに職歴書</p> <p>(2) 管理者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証及び免許証の写し並びに職歴書（管理者が開設者でない場合に限る。）</p> <p>(3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証及び免許証の写し</p> <p>(4) 業務に従事する助産師の免許証の写し</p> <p>(5) 土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。）</p> <p>(6) 敷地の平面図</p> <p>(7) 敷地周囲の見取図</p> <p>(8) 建物の平面図（縮尺100分の1以上のもの）</p> <p>(9) エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。）</p> <p>(10) 案内図</p> <p>(注) 臨床研修等修了登録証及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、確認欄に保健所担当者の確認印を受けること。</p>				

第9号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、「いす」を「椅子」に改める。

第10号様式及び第11号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削る。

第12号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、「18条」を「第18条」に改める。

第14号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、「診療所（助産所）休（廃）止届」を「診療所（助産所）休止（廃止）届」に、「を休（廃）止」を「を休止（廃止）」に、「休（廃）止の」を「休止（廃止）の」に改める。

第15号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削る。

第16号様式中「あて」を「宛」に、「失そう者」を「失踪者」に改め、「㊟」を削り、「（失そう）」を「（失踪）」に、「失そう宣告」を「失踪宣告」に、「戸（除）籍謄（抄）本」を「戸籍（除籍）謄本（抄本）」に、「又は失そう」を「又は失踪」に改める。

第17号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削る。

第19号様式（表）中「㊟」を削る。

第21号様式及び第22号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、「栄養士又は
養士」を「管理栄養士」に改める。

第22号の2様式（表）中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式（裏）中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

第25号様式を次のように改める。

第25号様式 (第17条関係)

年 月 日

杉並区長 宛

管理者住所

氏 名

診療用エックス線装置備付届

下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

記

診 療 所	名 称		
	所 在 地	電 話 番 号 ()	フ ァ ク シ ミ リ 番 号 ()
診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 す る 事 項	製 作 者 名		
	型 式		
	連 続 定 格 出 力 短 時 間	キ ロ ボ ル ト (kV)	
		ミ リ ア ン ペ ア (mA)	
		キ ロ ボ ル ト (kV)	秒
	蓄 放 式	ミ リ ア ン ペ ア (mA)	
	キ ロ ボ ル ト (kV)		
	マ イ ク ロ フ ァ ラ ッ ド (μF)		
	エ ッ ク ス 線 管 の 数	管 球	
	用 途	一 般 撮 影 ・ 透 視 ・ CT ・ 歯 科 用 そ の 他 ()	
エ 線 技 師 技 師 又 は 氏 名 及 び 診 療 師 診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 す る 経 歴	氏 名	職 種	エ ッ ク ス 線 診 療 に 関 す る 経 歴
備 付	年 月 日	年 月 日	

診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮蔽		有	・	無
	総		ミリメートル	アルミニウム当量	モリブデン当量
	透視装置	患者への入射線量率 50ミリグレイ/分	以下	・	超える
		一定時間経過時に警告音等を発することができる透視時間を積算するタイマー	有	・	無
		高線量率透視制御	有	・	無
		焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置又はインターロック	有	・	無
		受像面を超えないように照射野を絞る装置	有	・	無
		受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）	以下	・	超える
		最大受像面を3センチメートルを超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）	以下	・	超える
		利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための適切な手段	有	・	無
	撮影装置	照射野絞り装置	有	・	無
		医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	以上	・	未満
	胸部撮影装置 胸部集検用間接	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	有	・	無
		接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体	有	・	無
		10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物	有	・	無
	移動型・携	帯型装置等	有	・	無
		装置の保管場所			
	治療用	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有	・	無
	口内法撮	照射筒先端における照射野の直径	センチメートル		
	手持ち口内法	撮影装置	70キロボルト0.25ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造	有	・

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所			
	診	遮蔽物 遮蔽物を設ける場所	構造、材料、厚さ	
		療	天井	
	室	床		
	防	周囲の 画面壁等	(東)	
			(西)	
			(南)	
			(北)	
			監視用窓	
	概	出入口の扉		
		その他の開口部		
		操作室	有・無()	
		診療室の標識	有・無	

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無
	使用中の表示		有 ・ 無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有 ・ 無
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおりに
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	有 ・ 無
		標識	有 ・ 無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
	その他	取扱者の被ばく測定器具	
防護用具（防護前掛等）		有 ・ 無	

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50分の1又は25分の1の見やすい縮図とすること。
- 3 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定結果報告書（写）を添付すること。

第26号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、「遮へい物」を「遮蔽物」に改める。

第27号様式及び第28号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、「遮へい物」を「遮蔽物」に、「遮へい材料」を「遮蔽材料」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第29号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削り、「遮へい物」を「遮蔽物」に改める。

第30号様式から第36号様式までを次のように改める。

第30号様式（第22条関係）

年 月 日

杉並区長 宛

管理者住所

氏 名

診療用放射性同位元素使用器具
 診療用放射性同位元素 備付届
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

診療用放射性同位元素使用器具

下記のとおり診療用放射性同位元素 を備えるので、医療法第15条第3項
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 並びに医療法施行規則第27条の3第1項及び第28条第1項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称		
	所 在 地	電 話 番 号 ()	フ ァ ク シ ミ リ 番 号 ()
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射線診療用放射線同位元素に関する事項	種 類		
	形 式		
	年 間 使 用 予 定 数 量 (ベクレル)		
	最 大 貯 蔵 予 定 数 量 (ベクレル)		
	3 月 間 最 大 使 用 予 定 数 量 (ベクレル)		
放射線診療に従事する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	1 日 最 大 使 用 予 定 数 量 (ベクレル)		
	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予 定 使 用 開 始 時 期	年 月 日		

線障害の防止に関する構造設備の概要 診療用放射性同位元素使用器具使用室、 診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射	使用の場所		使用室・治療病室・その他（ ）				
	管理室		有 ・ 無				
	操作室		有 ・ 無				
	使用室等の区画	処置室	有 ・ 無				
		準備室	有 ・ 無				
		患者用・従事者用便所の区分	有 ・ 無				
		患者待機室	有 ・ 無				
		治療病室	有 ・ 無				
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）				
	措置事項		遮蔽物を設ける場所				
			天井	壁	床	出入口	開口部
	遮蔽物	構造					
		材料					
		厚さ					
	汚染場所の構造措置 のあり	突起物、くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地、隙間	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性・耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	フード、グローブボックス等		有（ ） ・ 無				
	排気施設への連結		有 ・ 無				
	準備室に設ける洗浄設備		有 ・ 無				
	排水施設への連結		有 ・ 無				
	汚染検査に必要な測定器		有 ・ 無				
汚染除去用機材		有 ・ 無					
汚染除去洗浄設備		有 ・ 無					
更衣設備		有 ・ 無					
出入口の数		通常出入口 箇所・非常口 箇所					
標識		有 ・ 無					

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート ・ 金庫 その他（ ）
	貯蔵施設の遮蔽材料		
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口 箇所 ・ 非常口 箇所
		特定防火設備に該当する防火戸	有 ・ 無
		閉鎖設備	鍵 ・ その他（ ）
	貯蔵箱の閉鎖設備		鍵 ・ その他（ ）
	貯蔵容器の構造及び汚染防止措置	遮蔽材料	
		空気汚染防止措置	有 ・ 無
		液体のこぼれ防止措置	有 ・ 無
		浸透防止措置	有 ・ 無
		受皿 ・ 吸収材	有 ・ 無
		貯蔵物の種類及び数量の表示	有 ・ 無
標識	有 ・ 無		
貯蔵室の標識		有 ・ 無	
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	気体汚染発生防止措置		有 ・ 無
	液体のこぼれ・浸透防止措置		有 ・ 無
	受皿 ・ 吸収材		有 ・ 無
	運搬物の種類及び数量の表示		有 ・ 無
	標識		有 ・ 無

廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 診療又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設及び使用室の概要	排水設備	構造、容量及び基数	地上式（六面体等）貯留槽 $m^3 \times$	・その他（基・希釈槽 $m^3 \times$ ）	
		排水監視施設	有	・ 無	
		漏水、浸透、腐食防止措	有	・ 無	
		排液採取設備	有	・ 無	
	排水設備	標識	有	・ 無	
		排風機の能力及び基数	$m^3/時 \times$	基	
		排気監視設備	有	・ 無	
		漏水、浸透、腐食防止措	有	・ 無	
		自動ダンパー装置等	有	・ 無	
	保管廃棄設備	標識	有	・ 無	
		外部と区画された構造	有	・ 無	
		閉鎖設備	有	・ 無	
		耐火構造の措置	有	・ 無	
		空気汚染防止措置	有	・ 無	
		漏水、浸透、腐食防止措	有	・ 無	
	管理区域	標識	有	・ 無	
		放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	有	・ 無	
		画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置	有	・ 無	
		管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり	
			境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有	・ 無
			空気中の放射性同位元素の濃度が別表に定める濃度限度の1/10以下となる措置	有	・ 無
放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が別表に定める表面密度の1/10以下となる措置			有	・ 無	
立入制限措置			扉	・ その他（ ）	
敷地の境界等		標識	有	・ 無	
		敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有	・ 無	
	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有	・ 無		
	その他	取扱者被ばく防止用取扱器具	遮蔽用器具、その他（ ）		
取扱者被ばく測定器具					

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射線同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設、廃棄施設）の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図、貯蔵施設図は各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上材料を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。
- 4 管理区域の標識等の位置を記入すること。
- 5 放射線診療に関する経歴欄には、医師又は歯科医師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 6 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備え付ける場合は上記5のほか陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事する診療放射線技師についても必要事項を記載し、それぞれが所定の研修を終了していることを示す書類を添付すること。

年 月 日

杉並区長 宛

管理者住所

氏 名

診療用放射線照射器具
 診療用放射性同位元素使用器具
 診療用放射性同位元素
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

翌年使用予定届

医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条第3項
 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第2項
 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第2項 の規

物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具
 診療用放射性同位元素使用器具
 診療用放射性同位元素
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

定により、 の翌年における使用予定を届け
 出ます。

記

診 療 所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
翌年使用予定放射線照射器具 物理的半減期30日以下 用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療器具、診療用放射性同位元素使用	種 類	
	型 式	
	個 数	
	数 量 (ベクレル)	
	種 類	
	形 状	
	数 量 (ベクレル)	

年 月 日

杉並区長 宛

管理者住所
氏 名

診療用エックス線装置に関する変更届

下記のとおり、診療用エックス線装置（診療室、従事職員）を変更したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

記

診 療 所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
変 更 し た 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 し た 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

年 月 日

杉並区長 宛

管理者住所

氏 名

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置
 診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器 に関する
 診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素 変更届
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

下記のとおり、（使用室・貯蔵施設・廃棄施設・従事職員）を変更するので、医療法
 第15条第3項及び医療法施行規則第29条第2項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
変更しようとする理由		
変更予定年月日		年 月 日
変更しようとする事項	変 更 前	
	変 更 後	

年 月 日

杉並区長 宛

管理者住所

氏 名

診療用エックス線装置廃止届

下記のとおり診療用エックス線装置を廃止したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
廃止した装置	製 作 者 名	
	型 式	
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
診療用エックス線装置 廃止後の診療室の用途		

年 月 日

杉並区長 宛

管理者住所
氏 名

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器 廃止届
診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

下記のとおり廃止したので、医療法第15条第3項並びに医療法施行規則第29条第1項及び第3項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
廃又は 止は し放 射性 装置、 同位 器具、 元素 機器	種 類	
	型式又は形状	
	廃止時における 放射線源の数値 (ベクレル)	
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
	廃止後の処分方法	
廃止後の使用室等の 用 途		

年 月 日

杉並区長 宛

管理者住所

氏 名

診療用放射性同位元素使用器具

診療用放射性同位元素

廃止後の措置届

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

年 月 日付けをもって廃止した診療用放射性同位元素使用器具又は放射性同位元素については、下記のとおり措置したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
	診療用放射性同位元素使用器具又は放射性同位元素による汚染除去の概要	
	診療用放射性同位元素使用器具又は放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	

注意事項

診療用放射性同位元素使用器具又は放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

第37号様式から第39号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第25号様式の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式から第3号様式まで、第5号様式、第7号様式から第12号様式まで、第14号様式から第17号様式まで、第19号様式、第21号様式から第22号の2様式まで及び第25号様式から第36号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の第26条及び第37号様式から第39号様式までの規定により作成された診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳は、それぞれ改正後の第26条の規定により作成された診療所及び助産所に関する台帳とみなす。

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第26号

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年杉並区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「医療費」を「入院患者等の医療費」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第37条第1項の規定による入院患者の医療に要する費用の公費負担の申請は第9号様式、法第8条各項の規定により適用する法第37条第1項、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される法第37条第1項及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される法第37条第1項の規定による入院患者の医療に要する費用の公費負担の申請は第9号の2様式による。

第10条第3項中「、患者又は」を「、当該患者又は」に改める。

第15条の見出し中「療養費」を「入院患者等の療養費」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第42条第1項の規定による療養費の支給の申請は第19号様式、法第8条各項の規定により適用する法第42条第1項、法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される法第42条第1項及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される法第42条第1項の規定による療養費の支給の申請は第19号の2様式による。

第17条中「第23号様式」を「第29号様式」に改め、同条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の医療費の公費負担）

第17条 法第44条の3の2第1項及び法第50条の3第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の医療に要する費用の公費負担の申請

は第23号様式、法第8条第2項又は第3項の規定により適用する法第44条の3の2第1項及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される法第44条の3の2第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の医療に要する費用の公費負担の申請は第24号様式による。

2 前項の規定による申請書の作成に際し、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者又はその保護者が申請書を作成できない場合は、区長又は医療を行った第二種協定指定医療機関は、当該患者又はその保護者の同意に基づき申請書の作成を代行することができる。

3 区長は、第1項の申請に基づき公費負担することを決定したときは、第25号様式により通知しなければならない。

4 法第44条の3の2第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び法第50条の3第2項において準用する法第37条第2項の規定による患者等の自己負担の額は、別表に定めるところにより区長が認定する。

5 第3項に規定する公費負担の決定に当たり、別表に定める認定基準により当該患者等の自己負担が生じる場合は、区長は、金額を明示してこれを通知し、申請者に対し当該自己負担に係る請求をするものとする。

6 区長は、特別の事情があると認めるときは、第4項の認定による自己負担額を変更し、又は請求を猶予することができるものとする。

（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の療養費の支給申請）

第18条 法第44条の3の3第1項及び法第50条の4第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の療養費の支給の申請は第26号様式、法第8条第2項又は第3項の規定により適用する法第44条の3の3第1項及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される法第44条の3の3第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の療養費の支給の申請は第27号様式による。

2 区長は、前項の申請に基づき療養費を支給することを決定したときは、第28号様式により申請者に通知しなければならない。

3 療養費の支給の申請及び患者等の自己負担については、前条第2項及び第4項から第6項までの規定を準用する。

別表中「第10条」を「第10条、第17条」に改め、同表1の項中「法第44条の9第1項」を「法第44条の3の2第2項において準用する場合、法第44条の9第1項」に、「及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の入院患者」を「、法第50条の3第2項において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の患者」に、「法第19条」を「、法第19条」に、「又は」を「若しくは」に改め、「による入院のあった月」の次に「又は法第44条の3第2項若しくは法第50条の2第2項の規定による外出しないことの協力の求めのあった月」を加え、「当該入院のあった月」を「当該月」に改め、同項の表56万4,000円超の項中「入院に」を削る。

第6号様式中「入院を勧告」を「入院延長を勧告」に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第10条関係）

（表）

医療費公費負担申請書

年 月 日

杉並区長 宛

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項の規定により医療費の公費負担を申請します。

申請者氏名

申請者の住所

申請者の個人番号

患者との関係

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
住 所					
個人番号					
保険者等の 種 別	社保（本人・家族） 国保 後期高齢				
	生保（保護受給中・保護申請中）		その他（ ）		
入院勧告等を受けた日	年 月 日				

（注） 患者の配偶者及び民法第877条第1項に規定する扶養義務者の個人番号は（裏）に記載し、書ききれない場合は別紙によること。

第9号様式の次に次の1様式を加える。

医療費公費負担申請書

年 月 日

杉並区長 宛

以下のとおり、医療費の公費負担を申請します。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第8条各項の規定により適用される法第37条第1項の規定による医療費の公費負担
- 法第44条の9第1項の規定により準用される法第37条第1項の規定による医療費の公費負担
- 法第53条第1項の規定により適用される法第37条第1項の規定による医療費の公費負担

申請者氏名

申請者の住所

患者との関係

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
住 所					
保険者等の種別	社保（本人・家族） 国保 後期高齢				
	生保（保護受給中・保護申請中）		その他（ ）		
入院勧告等を受けた日	年 月 日				

第10号様式中「手術予定（実施）時期（ 年 月 日）」を「手術予定
外科手術
（実施）時期（ 年 月 日）
のための入院 日間（術前 日から 術後 日まで）」に、「広がり」を
「^{ひろ}拡がり」に改める。

第12号様式（表）中「CS BDQ」を「CS DLM BDQ」に改める。

第13号様式（表）中「BD」を「BDQ」に改める。

第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第15条関係）

（表）

療養費支給申請書

年 月 日

杉並区長 宛

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の規定により療養費の支給を申請します。

申請者氏名

申請者の住所

申請者の個人番号

患者との関係

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
住 所					
個人番号					
保険者等の種別	社保（本人・家族） 国保 後期高齢				
	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）				
入院勧告等を受けた日	年 月 日				
支給を受けようとする療養費の額	円				
緊急その他やむを得ない理由					

（注） 患者の配偶者及び民法第877条第1項に規定する扶養義務者の個人番号は（裏）に記載し、書ききれない場合は別紙によること。

第19号様式の次に次の1様式を加える。

療 養 費 支 給 申 請 書

年 月 日

杉並区長 宛

以下のとおり、療養費の支給を申請します。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第8条各項の規定により適用される法第42条第1項の規定による療養費の支給
- 法第44条の9第1項の規定により準用される法第42条第1項の規定による療養費の支給
- 法第53条第1項の規定により適用される法第42条第1項の規定による療養費の支給

申請者氏名

申請者の住所

患者との関係

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
住 所					
保険者等の種別	社保（本人・家族） 国保 後期高齢				
	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）				
入院勧告等を受けた日	年 月 日				
支給を受けようとする療養費の額	円				
緊急その他やむを得ない理由					

第23号様式中「第17条」を「第19条」に、「第53条の11」を「第53条の11第1項」に、「国保（一般・退職本人・退職家族）」を「国保」に、「略治 軽快 自己退院 転院」を「軽快 自己退院 転院」に、「+（G 号）」を「±+2+3+」に、「+（K 個）」を「+（週）」に改め、同様式を第29号様式とし、第22号様式の次に次の6様式を加える。

第23号様式（第17条関係）

（表）

医療費公費負担申請書

年 月 日

杉並区長 宛

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____の
規定により医療費の公費負担を申請します。

申請者氏名

申請者の住所

申請者の個人番号

患者との関係

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
住 所					
個人番号					
保険者等の 種別	社保（本人・家族） 国保 後期高齢				
	生保（保護受給中・保護申請中）		その他（ ）		
外出自粛の協力の求めを受けた日	年 月 日				

（注） 患者の配偶者及び民法第877条第1項に規定する扶養義務者の個人番号は
（裏）に記載し、書ききれない場合は別紙によること。

医療費公費負担申請書

年 月 日

杉並区長 宛

以下のとおり、医療費の公費負担を申請します。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第8条第2項又は第3項の規定により適用される法第44条の3の2第1項の規定による医療費の公費負担

- 法第44条の9第1項の規定により準用される法第44条の3の2第1項の規定による医療費の公費負担

申請者氏名

申請者の住所

患者との関係

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
住 所					
保険者等の種別	社保（本人・家族） 国保 後期高齢				
	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）				
外出自粛の協力の求めを受けた日	年 月 日				

第 号
年 月 日

様

杉並区長

印

医療費公費負担決定通知書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____に規定する医療に要する費用について、下記のとおり公費負担することを決定したので、通知します。

記

- 1 患者氏名 (年 月 日生)
- 2 患者住所
- 3 自己負担の有無 有 ・ 無

(負担額) ※ 円

※ [計算式] 20,000円(月額) ÷ その月の実日数 × 公費負担の期間の日数

公費負担者番号			1	3				
公費負担受給者番号								
公費負担の期間	年 月 日		～	年 月 日				

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第26号様式（第18条関係）

（表）

療 養 費 支 給 申 請 書

年 月 日

杉並区長 宛

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____の規定により療養費の支給を申請します。

申請者氏名

申請者の住所

申請者の個人番号

患者との関係

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
住 所					
個人番号					
保険者等の種別	社保（本人・家族） 国保 後期高齢				
	生保（保護受給中・保護申請中）		その他（ ）		
外出自粛の協力の求めを受けた日	年 月 日				
支給を受けようとする療養費の額					円
緊急その他やむを得ない理由					

（注） 患者の配偶者及び民法第877条第1項に規定する扶養義務者の個人番号は（裏）に記載し、書ききれない場合は別紙によること。

療 養 費 支 給 申 請 書

年 月 日

杉並区長 宛

以下のとおり、療養費の支給を申請します。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第8条第2項又は第3項の規定により適用される法第44条の3の3第1項の規定による療養費の支給

- 法第44条の9第1項の規定により準用される法第44条の3の3第1項の規定による療養費の支給

申請者氏名

申請者の住所

患者との関係

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
住 所					
保険者等の種別	社保（本人・家族） 国保 後期高齢				
	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）				
外出自粛の協力の求めを受けた日	年 月 日				
支給を受けようとする療養費の額	円				
緊急その他やむを得ない理由					

第 号
年 月 日

様

杉並区長 印

療養費支給決定通知書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____に規定する療養費について、下記のとおり支給することを決定したので、通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 患者氏名 (年 月 日生)
- 3 患者住所
- 4 協力の求めによる外出自粛期間 年 月 日～ 年 月 日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第6号様式、第9号様式、第10号様式、第12号様式、第13号様式、第19号様式及び第23号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第27号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年杉並区規則第107号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「別表第1の15の2の項」を「別表第1の16の項」に改める。

第16条の2の2を削る。

第54条に次の1項を加える。

6 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第55条の2に次の1項を加える。

4 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第55条の2の2を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第28号

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則（昭和43年杉並区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前項第1号から第3号まで」の次に「及び第5号」を加え、「産業経済団体」を「杉並区産業振興基本条例（平成26年杉並区条例第2号）第2条第3号に規定する産業経済団体」に改め、同項に次の1号を加える。

（4） 創業支援資金 年1.8パーセント

第8条第4項中「第1項第5号」の次に「及び第2項第4号」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に創業支援資金の融資を受けている者の当該創業支援資金については、なお従前の例による。

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第29号

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例施行規則（昭和57年杉並区規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項の表福祉会館の項中

第1会議室	午前9時から午後9時まで	夜間の利用時間を超過して利用する場合は、管理上必要な条件を付して、1時間を限度として利用を承認する。	を
第2会議室			
第3会議室			
第4会議室			
第1活動室			
第2活動室			
第3活動室			
ボランティア室			

第1会議室	午前9時から午後9時まで	夜間の利用時間を超過して利用する場合は、管理上必要な条件を付して、1時間を限度として利用を承認する。	に改め、
第2会議室			
第3会議室			
第1活動室			
第2活動室			
第3活動室			

同表視覚障害者会館の項を次のように改める。

視覚障害者会館	施術室	午前9時から午後7時まで	水曜日及び区長が必要と認めた日は、利用することができない。
---------	-----	--------------	-------------------------------

			夜間の利用時間を超過して利用する場合は、管理上必要な条件を付して、2時間を限度として利用を承認する。
	施術者控室	午前9時から午後7時まで	
	録音室		
	料理室		

第3条第1項の表福祉会館の項中

第1会議室	心身障害者及びその保護者並びに心身障害者の福祉に寄与することを目的とする者又は団体
第2会議室	
第3会議室	
第4会議室	
第1活動室	
第2活動室	
第3活動室	
ボランティア室	

を

第1会議室	心身障害者及びその保護者並びに心身障害者の福祉に寄与することを目的とする者又は団体
第2会議室	
第3会議室	
第1活動室	
第2活動室	
第3活動室	

に改める。

第2号様式を次のように改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第5条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">施設利用承認書</p> <p style="margin: 5px 0;">第 年 月 日 号</p> <p style="margin: 5px 0;">様</p> <p style="margin: 5px 0;">杉並区長 印</p> <p style="margin: 5px 0;">下記のとおり、杉並区立 の施設の利用を承認します。</p> <p style="margin: 5px 0;">記</p>			
団体名又は氏名			
連絡先及び利用責任者	住所 〒	電話 ()	責任者
利用年月日及び利用時間	年 月 日 (曜日) 午前 時 分～午後 時 分		
利用目的			
利用施設			
利用(予定)人員等	名		
器具の利用			
条件			

<利用上の注意>

- 1 この利用承認書は、利用当日受付に必ず提出してください。
- 2 責任者は、利用当日必ずおいでください。
- 3 承認を受けた時間内で、利用を終えてください。
(利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。)
- 4 机等の配置替えをしたときは、利用後必ず原状に戻してください。
- 5 火気には十分注意してください。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務取扱細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第30号

杉並区中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務取扱細則の一部を改正する規則

杉並区中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務取扱細則（平成20年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「並びに」を「により通知するときは支援給付決定（変更）通知書（第23号様式）、」に、「、支援給付・配偶者支援金支給決定（変更）通知書（第23号様式）」を「配偶者支援金支給決定（変更）通知書（第23号の2様式）」に改め、同条第2項中「に、法第15条第3項」を「、法第15条第3項」に改め、同条第3項中「に、配偶者支援金」を「、配偶者支援金」に改める。

第23号様式を次のように改める。

年 月 日

様

杉並区杉並福祉事務所長

印

支援給付決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

ア 種類	生活 支援給付	住宅 支援給付	医療 支援給付	介護 支援給付	支援給付	計
イ 程度	円	円	円	円	円	円

ウ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）

エ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始（変更）時期 年 月 日

3 支援給付の方法

4 支援給付を決定（変更）した理由

5 支援給付金の支給日及び支給方法

6 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

※支援給付金を受け取る際には、この通知書と印鑑が必要ですから、忘れずにお持ちください。

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

様

年 月 日

杉並区杉並福祉事務所長

印

配偶者支援金支給決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金の支給を下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 配偶者支援金の支給開始（変更）時期 年 月
- 2 配偶者支援金の支給決定額

支給決定額
円

- 3 配偶者支援金の支給を決定（変更）した理由
- 4 配偶者支援金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

※配偶者支援金を受け取る際には、この通知書と印鑑が必要ですから、忘れずにお持ちください。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - （1）審査請求があった日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第3条第1項第7号の規定により同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第31号

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第3条第1項第7号の規定により同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者を定める規則の一部を改正する規則

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第3条第1項第7号の規定により同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者を定める規則（平成28年杉並区規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「第3条第1項第7号」を「第3条第1項第4号」に、「同項第1号から第6号まで」を「同項第1号から第3号まで」に改める。

第1条中「第3条第1項第7号」を「第3条第1項第4号」に、「同項第1号から第6号まで」を「同項第1号から第3号まで」に改める。

第3条第1項中「第3条第1項第7号」を「第3条第1項第4号」に、「同項第1号から第6号まで」を「同項第1号から第3号まで」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 大学（条例第3条第1項第1号に規定する大学をいう。以下この号において同じ。））、短期大学等（同号に規定する短期大学等をいう。以下この号において同じ。））又は高等学校等（同号に規定する高等学校等をいう。以下この号において同じ。））において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 外国の学校において、条例第3条第1項第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第3条第2項中「1,000立方メートル」を「1万立方メートル」に、「前項第2号」を「前項第1号」に、「2年6箇月」を「2年6月」に、「3年6箇月」を「3年6月」に、「4年6箇月」を「4年6月」に、「同項第3号」を「同項第2号」に、「の年数」とを「の年数」と、同項第4号中「1年」とあるのは「6月」と、同項第5号中「3年」とあるのは「1年6月」とそれぞれに改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第24条の一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を定める規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第32号

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第24条の一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を定める規則

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）第24条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を建築物の2階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

ウ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(9) 保育室等を建築物の3階以上の階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各

		<p>号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項に規定する屋内に設ける避難階段にあつては、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効で、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となる位置に設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されている

こと。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第33号

杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

杉並区建築基準法施行細則（昭和40年杉並区規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の3項を加える。

- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「省エネルギー法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合に添える図書は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省エネルギー法施行規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる建築行為をしようとする場合 当該住宅が同号イ又はロに掲げる基準に適合することを示す書類
 - (2) 省エネルギー法施行規則第2条第1項第2号に掲げる建築行為をしようとする場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（当該建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準（省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能（省エネルギー法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）を有するものである旨の設計住宅性能評価に係るものに限る。）又はその写し
 - (3) 省エネルギー法施行規則第2条第1項第3号に掲げる建築行為をしようとする場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第7条（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の通知書若しくはその写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6

条の2第5項に規定する長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくはその写し

4 前項各号に掲げる図書については、建築物の確認申請書又は法第18条第2項の規定による通知に係る建築物の計画通知書を提出した建築主事に提出しなければならない。

5 第3項第2号若しくは第3号に掲げる図書を建築物の確認申請書又は法第18条第2項の規定による通知に係る建築物の計画通知書と併せて提出できない場合又は提出が困難と見込まれる場合にあつては、別記第6号様式の2の提出により、前項の規定による提出に代えることができる。

第9条中「別記第6号様式の2」を「別記第6号様式の3」に改める。

第14条の4第1項中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第1号又は第2号」に、「建築物」を「建築物（木造以外のものに限る。）」に、「地階を除く3以上の階数を有するもので延べ面積」を「一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもので当該部分の床面積の合計」に改め、「次の表の（い）欄に掲げる建築材料の種類ごとに、同表（ろ）欄に掲げる事項について」を削り、同項の表及び同条第2項を削る。

第16条の3第1項中「第8条の2第13項」及び「第8条の2第17項」を「第8条の2の2」に、「建築工事施工結果報告書（地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては別記第13号様式の3、地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートル以下のものにあつては別記第13号様式の4）」を「別記第13号様式の3による建築工事施工結果報告書（一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上の建築物に限る。）」に改め、同項第1号中「次の表1及び表2の（あ）欄に掲げる建築材料及び工事の種類ごとに、それぞれ表1及び表2の（い）欄に掲げる事項に係る試験、検査」を「建築工事における材料及び部位の試験又は検査の結果」に改め、同項第2号中「第7条の2第1項」の次に「若しくは第18条第23項」を、「第7条の4第1項」の次に「若しくは第18条第32項」を加え、「第14条の3第1項」を「第14条の4」に、「次の表1及び表2の（あ）欄に掲げる建築材料及び工事の種類ごとに、それぞれ表1及び表2の

(い) 欄に掲げる事項に係る試験、検査」を「建築工事における材料及び部位の試験又は検査の結果」に改め、同項の表1及び表2を削り、同条第2項中「第8条の2第13項」を「第8条の2の2」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築行為を行う建築物 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 省エネルギー法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の適用を受けた場合（省エネルギー法施行規則第2条第1項第1号に掲げる建築行為を行う場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。）第1条第1項第2号イただし書又は同号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準により省エネルギー法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号において「適合性判定」という。）を受けた場合 別記第13号様式の10による省エネ基準工事監理状況報告書（仕様基準等用）その他区長が必要と認める書類

イ 省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（2）又は同号イただし書若しくは同号イ（2）及び同号ロ（1）に定める基準により適合性判定を受けた場合 別記第13号様式の11による省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法等用）その他区長が必要と認める書類

ウ 省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準により適合性判定を受けた場合 別記第13号様式の12による省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法用）その他区長が必要と認める書類

エ 省令第1条第1項第1号ロに定める基準により適合性判定を受けた場合 別記第13号様式の13による省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法用）又は別記第13号様式の14による省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）用）その他区長が必要と認める書類

オ 省令第1条第1項第1号イに定める基準により適合性判定を受けた場合 別記第13号様式の15による省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法等用）その他区長が必要と認める書類

カ アに掲げる場合であつて、確認済証の交付を受けた建築物の計画について、

規則第3条の2に規定する軽微な変更を行ったとき、又は適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（省エネルギー法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。）について、省エネルギー法施行規則第5条（省エネルギー法施行規則第9条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する軽微な変更を行ったとき 別記第13号様式の16による建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（仕様基準等用）

キ イに掲げる場合であつて、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、省エネルギー法施行規則第5条に規定する軽微な変更を行ったとき 別記第13号様式の17による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（仕様・計算併用法等用）

ク ウに掲げる場合であつて、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、省エネルギー法施行規則第5条に規定する軽微な変更を行ったとき 別記第13号様式の18による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法用）

ケ エ又はオに掲げる場合であつて、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、省エネルギー法施行規則第5条に規定する軽微な変更を行ったとき 別記第13号様式の19による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅用）

第6号様式の2を第6号様式の3とし、第6号様式の次に次の1様式を加える。

宣言書

年 月 日

杉並区長宛

建築主又は設計者 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等であることの確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることを省略することを予定していますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書（以下「評価書等」という。）又はその写しを提出できないときは、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

1 提出予定の評価書等又はその写しについて

- (1) 設計住宅性能評価書
- (2) 長期優良住宅建築等計画認定通知書
- (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2 設計住宅性能評価等の申請状況について

- 申請済み 申請年月日 (年 月 日)
- 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称
及び所在地※

※申請先の名称について、1の(1)又は(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名を御記入ください。

※所在地の記載は、東京都〇〇区、市、町、村程度で結構です。

記 載 欄	受 付 欄
評価書等の提出等	
<input type="checkbox"/> 提出有り (提出日 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 提出無し (本書の取下げ)	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

第11号様式を次のように改める。

建 築 工 事 施 工 計 画 報 告 書

建築基準法第 1 2 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり建築工事施工計画を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長 宛

代表となる工事監理者 住 所 電話 ()
会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
氏 名 ()級 建 築 士()登録第()号

工事施工者 住 所 電話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
氏 名

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
品質窓口責任者氏名 電話 ()

記

(1) 工事現場	名 称		工区棟	工事の種類	新築・増築・改築
	所在地				
(2) 構造設計者	氏名		所属会社		電話 ()
(3) 現場代理人(所長)	氏名		現場事務所		電話 ()
(4) 階数	地上 階・地下 階 塔屋 階	(5) 建築面積	m ²	(6) 延べ面積	m ²
(7) 構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造(造+ 造)・その他()				
(8) 高さ	軒高 m 最高 m	(9) 確認済証交付機関			
(10) 確認・計画通知、年月日及び番号	年 月 日		第 号		
(11) 計画変更年月日及び番号	年 月 日		第 号		
(12) 構造計算の方法	(X) ルート()、(Y) ルート()、その他()				
(13) 構造(階ごと)	RC造・WRC造	階から	階まで	(14) 使用部位	PCa・HPCa
	SRC造	階から	階まで		PC
	S造	階から	階まで		CFT
		階から	階まで		
(15) 認定材料	コンクリート				※ 受 付 欄
	鋼材等				
	免震・制振部材				
	その他				

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。

第13号様式の3及び第13号様式の4を次のように改める。

建築工事施工結果報告書(中間・完了)

下記のとおり建築工事施工結果を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

宛

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
氏名 ()級 建築 士()登録第()号

工事施工者 住所 電話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

品質窓口責任者氏名 電話 ()

下記の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主 住所 電話 ()
会社名
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

(1) 建築工事施工計画報告書受付年月日及び番号		年 月 日		第 号	
(2) 工事現場	名称		工区棟	工事の種類	新築・増築・改築
	所在地				
(3) 構造設計者	氏名		所属会社		電話 ()
(4) 現場代理人(所長)	氏名		現場事務所		電話 ()
(5) 階数	地上 階・地下 階 塔屋 階	(6) 建築面積	m ²	(7) 延べ面積	m ²
(8) 構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造(造+ 造)・その他()				
(9) 高さ	軒高 m 最高 m	(10) 確認済証交付機関			
(11) 確認・計画通知、年月日及び番号	年 月 日		第 号		
(12) 計画変更年月日及び番号	年 月 日		第 号		
(13) 構造計算の方法	(X) ルート()、(Y) ルート()、その他()				
(14) 計画変更以降の軽微な変更(構造関係規定)					※ 受付欄

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

第13号様式の4 削除

第13号様式の10から第13号様式の12までを次のように改める。

第13号様式の10（第16条の3関係）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（仕様基準等用）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。

この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長宛

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 工事施工者 住 所 電 話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 建築主 住 所 電 話 ()
 氏 名
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称			
	建築場所	杉並区		
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日	第	号
計画変更年月日及び番号		年 月 日	第	号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造+ 造）・その他（ ）	工事 種別	新築・増築・改築	
規模	地上 階・地下 階・PH 階	用途		
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m			
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		<input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法等 <input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> モデル建物法（小規模版） <input type="checkbox"/> 標準入力法等		
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分		

(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(第3面)

報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備換気	換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備照明	非居室の照明設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備給湯	給湯設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「仕様基準等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第13号様式の11（第16条の3関係）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法等用）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長宛

代表となる工事監理者	住所	電話	()
	会社名	() 級建築士事務所	() 登録第 () 号
	氏名	() 級 建築士	() 登録第 () 号
工事施工者	住所	電話	()
	会社名	建設業の許可 大臣・知事	第 () 号
	氏名	() 級 建築士	() 登録第 () 号
建築主	住所	電話	()
	氏名		

（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

工事現場	名称			
	建築場所	杉並区		
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日	第	号
計画変更年月日及び番号		年 月 日	第	号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造+ 造）・その他（ ）	工事種別	新築・増築・改築	
規模	地上 階・地下 階・PH 階	用途		
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m			
仕様・計算併用法等の種別		<input type="checkbox"/> 外皮性能が仕様基準等、一次エネルギー消費性能が標準計算法 <input type="checkbox"/> 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準		
当該建築物において活用している他の評価方法 （該当する□にレを記入）		<input type="checkbox"/> 仕様基準等 <input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> モデル建物法（小規模版） <input type="checkbox"/> 標準入力法等		
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分	

(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(第3面)

[外皮性能が仕様基準等、一次エネルギー消費性能が標準計算法の場合]
 報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

給湯設備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
設照明	主たる居室、その他居室、非居室の証明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
シヨンジエネレー	(1) コージェネレーション機器の品番及び種類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無		A・B・C	適・不適

(第5面)

[外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準の場合]
 報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等 (主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等)		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況 (付属部材やひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(第6面)

設 換 備 気	換気設備の仕様及び設置 状況		A・B・C	適・不適
設 照 備 明	非居室の照明設備の仕様 及び設置状況		A・B・C	適・不適
設 給 備 湯	給湯設備の仕様及び設置 状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「仕様・計算併用法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。
なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第13号様式の12（第16条の3関係）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法用）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長宛

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 工事施工者 住所 電話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 建築主 住所 電話 ()
 氏名
 （法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	杉並区			
確認・計画通知、年月日及び番号		年	月	日	第 号
計画変更年月日及び番号		年	月	日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階			用途	
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ		
当該建築物において活用している他の評価方法 （該当する□にレを記入）		<input type="checkbox"/> 仕様基準等 <input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> モデル建物法（小規模版） <input type="checkbox"/> 標準入力法等			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(第3面)

報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等 (主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等)		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況 (付属部材やひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

換気設備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
設照明	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適

(第5面)

シ ョ ー ジ エ ネ レ ー 設 備	(1) コージェネレーション機器の品番及び種類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第13号様式の12の次に次の7様式を加える。

第13号様式の13（第16条の3関係）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法用）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長宛

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 工事施工者 住所 電話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 建築主 住所 電話 ()
 氏名
 （法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	杉並区			
確認・計画通知、年月日及び番号		年	月	日	第 号
計画変更年月日及び番号		年	月	日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階			用途	
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ		
当該建築物において活用している他の評価方法 （該当する□にレを記入）		<input type="checkbox"/> 仕様基準等 <input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法等 <input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> モデル建物法（小規模版） <input type="checkbox"/> 標準入力法等			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(第3面)

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

照明設備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※ 注意7参照)		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設 備 昇 降 機	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
発 電 設 備 太 陽 光	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
シ ョ ウ ン ジ エ ネ レ ー	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

第13号様式の14（第16条の3関係）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）用）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長宛

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 工事施工者 住所 電話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 建築主 住所 電話 ()
 氏名
 （法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	杉並区			
確認・計画通知、年月日及び番号		年	月	日	第 号
計画変更年月日及び番号		年	月	日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）	工事 種別	新築・増築・改築		
規模	地上 階・地下 階・PH 階	用途			
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m				
当該建築物において活用している他の評価方法 （該当する□にレを記入）		<input type="checkbox"/> 仕様基準等 <input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法等 <input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> 標準入力法等			
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分			

(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(第3面)

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 外壁、屋根の断熱仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（ブラインド及びひさしの有無を含む。）		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の種類、台数及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 建物用途に応じた換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 省エネ制御等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

給湯設備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の種類及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した床面積が300㎡未満の小規模非住宅建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第13号様式の15（第16条の3関係）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法等用）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長宛

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 工事施工者 住所 電話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 建築主 住所 電話 ()
 氏名
 （法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	杉並区			
確認・計画通知、年月日及び番号		年	月	日	第 号
計画変更年月日及び番号		年	月	日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上	階	地下	階	用途
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ	m	
当該建築物において活用している他の評価方法 （該当する□にレを記入）		<input type="checkbox"/> 仕様基準等 <input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法等 <input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> モデル建物法（小規模版）			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(第3面)

報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	(3) 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 蓄熱システムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む。）及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(7) 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(8) 空調機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(9) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(10) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(11) 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適

(第4面)

	(12) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(13) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況（在室検知制御等※注意7参照）		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 太陽熱利用設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設 備 昇 降 機	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
発 電 設 備 太 陽 光	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	パワーコンディショナの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ヨ ン 設 備	コージェネレーションシステムの仕様及び排熱利用先		A・B・C	適・不適

(第5面)

(注意)

- 1 本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

第13号様式の16（第16条の3関係）

（第1面）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（仕様基準等用）

年 月 日

杉並区長宛

申請者氏名

建築物エネルギー消費性能基準に適合するとされた住宅部分について、軽微な変更があつたので、変更の内容を報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	確認済証交付年月日・番号	
4	軽微な変更の内容（該当する全ての□にチェックを記入してください。） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更 <input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
5	備考	
	（注意） 1 この説明書は、完了検査申請の際に、適合性判定を受けなかつた建築物の計画又は仕様基準等により適合性判定を受けた建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。 2 「3 確認済証交付年月日・番号」において、適合性判定を受けた場合は、適合性判定の結果を記載した通知書が交付された年月日及び通知書の番号を記載してください。 3 「4 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第2面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 4 仕様基準等に定める仕様に該当しない変更を行う場合、杉並区又は登録省エネ適合性判定機関による適合性判定が必要となりますので御注意ください。	受付欄

(第2面)

[外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更]

・変更内容
<input type="checkbox"/> 断熱構造とする部分の変更 <input type="checkbox"/> 外皮の断熱性能等の変更 <input type="checkbox"/> 開口部の断熱性能等の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()
・具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

・変更内容	
<input type="checkbox"/> 暖房設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 冷房設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 全般換気設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄	()
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第3面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

第13号様式の17（第16条の3関係）

（第1面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（仕様・計算併用法等用）

年 月 日

杉並区長宛

申請者氏名

適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更があつたので、報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	
4	仕様・計算併用法等の種別	<input type="checkbox"/> 外皮性能が仕様基準等、一次エネルギー消費性能が標準計算法 <input type="checkbox"/> 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準
5	軽微な変更の内容	
	[仕様基準等] <input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 [標準計算法] <input type="checkbox"/> A エネルギー消費性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
6	備考	
	(注意) 1 この説明書は、完了検査申請の際に、適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。 2 「5 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」チェックした場合には第2面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Aにチェックした場合には第4面に、Bにチェックした場合には第5面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第2面)

[外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更]

・変更内容
<input type="checkbox"/> 断熱構造とする部分の変更 <input type="checkbox"/> 外皮の断熱性能等の変更 <input type="checkbox"/> 開口部の断熱性能等の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()
・具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

・変更内容	
<input type="checkbox"/> 暖房設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 冷房設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 全般換気設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄	()
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第3面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(第4面)

[A エネルギー消費性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容
次の①から④までに該当する変更 <input type="checkbox"/> ①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更(外皮面積が変わらない場合に限る。)又は開口部面積が増加しない変更 <input type="checkbox"/> ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 <input type="checkbox"/> ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。) <input type="checkbox"/> ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
・上記変更内容についての具体的な内容
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第5面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前のBEI = () ≤ 0.9
・変更内容 次の①又は②に該当する変更
<input type="checkbox"/> ① 床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
・変更前の U_A 値 = () ≤ () × 0.9 変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9
<input type="checkbox"/> ② 外皮に係る変更で以下のいずれか
<input type="checkbox"/> 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 <input type="checkbox"/> 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 <input type="checkbox"/> 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 <input type="checkbox"/> 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 <input type="checkbox"/> チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

第13号様式の18（第16条の3関係）

（第1面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法用）

年 月 日

杉並区長宛

申請者氏名

適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更があつたので、報告します。

1 住宅の名称	
2 住宅の所在地	
3 省エネ適合性判定年月日・番号	
4 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A エネルギー消費性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5 備考	
(注意)	
1 この説明書は、完了検査申請の際に、適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。	受付欄
2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には第2面に、Bにチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

(第2面)

[A エネルギー消費性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容
次の①から④までに該当する変更 <input type="checkbox"/> ①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更 <input type="checkbox"/> ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 <input type="checkbox"/> ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。） <input type="checkbox"/> ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
・上記変更内容についての具体的な内容
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前のBEI = () ≤ 0.9
・変更内容 次の①又は②に該当する変更
<input type="checkbox"/> ① 床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
・変更前の U_A 値 = () ≤ () × 0.9 変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9
<input type="checkbox"/> ② 外皮に係る変更で以下のいずれか
<input type="checkbox"/> 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 <input type="checkbox"/> 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 <input type="checkbox"/> 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 <input type="checkbox"/> 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 <input type="checkbox"/> チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

第13号様式の19（第16条の3関係）

（第1面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅用）

年 月 日

杉並区長宛

申請者氏名

適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更があつたので、報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	
4	変更の内容	
	<input type="checkbox"/> A エネルギー消費性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更	
	<input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	
	<input type="checkbox"/> C 再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5	備考	
	(注意)	受付欄
	1 この説明書は、完了検査申請の際に、適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。	
	2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には第2面に、Bにチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

(第2面)

[A エネルギー消費性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容
<input type="checkbox"/> 建築物の高さ又は外周長の減少 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の効率的利用の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。） <input type="checkbox"/> エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
・上記変更内容についての具体的な内容
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[B 一定範囲内のエネルギー消費性能が減少する変更]

・変更前のBEI = () ≤ () × 0.9		
・変更となる設備の概要		
<input type="checkbox"/>	空気調和設備 変更内容記入欄	
<input type="checkbox"/>	機械換気設備 変更内容記入欄	
<input type="checkbox"/>	照明設備 変更内容記入欄	
<input type="checkbox"/>	給湯設備 変更内容記入欄	
<input type="checkbox"/>	太陽光発電 変更内容記入欄	
・添付図書等		
<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 仕様シート <input type="checkbox"/> その他 ()		
(注意) 変更となる設備については、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第3面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。		

(第3面 別紙1)

[空気調和設備関係]

次のア又はイのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合
ア 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少
外壁の平均熱貫流率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%
屋根の平均熱貫流率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%
外気に接する床の平均熱貫流率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%
窓の平均熱貫流率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

(第3面 別紙2)

窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均日射熱取得率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%
イ 熱源機器の平均効率が10%を超えない低下
平均熱源効率（冷房平均COP）
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%
平均熱源効率（暖房平均COP）
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%

(第3面 別紙3)

[換気設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次のア又はイのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合
ア 送風機の電動機出力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
イ 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)
室用途 (駐車場) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 (厨房) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第3面 別紙4)

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合
単位床面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第3面 別紙5)

[給湯設備関係]

評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合
給湯機器の平均効率について10%を超えない低下
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第3面 別紙6)

[太陽光発電関係]

次のア又はイのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合
ア 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
イ パネル方位角について30度を超えない変更又は傾斜角について10度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10度を超えない変更 () 度変更

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第11号様式、第13号様式の3及び第13号様式の10から第13号様式の12までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第34号

杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年杉並区規則第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第6条第2項中「同項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を「同項各号に掲げる確認審査」に、「当該審査」を「当該確認審査」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

認定申請

手 数 料 額 計 算 書

（都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （該当する□に \surd を記入してください。） 複合建築物の住宅部分
 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画書の評価方法 住宅部分：
 （該当する□に \surd を記入してください。） 誘導仕様基準 仕様・計算併用法
 標準計算法 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する□に \surd を記入してください。）		適合証がある場合	適合証がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積	円	円
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	円	円
	非住宅部分の床面積の合計	円	円

合計 _____ 円

（注意）

- 1 手数料額の計算は、杉並区事務手数料条例別表第1により行う。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に杉並区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

変更認定申請

手数料額計算書
 （都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （該当する□に \blacktriangleright を記入してください。） 複合建築物の住宅部分
 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画書の評価方法 住宅部分：
 （該当する□に \blacktriangleright を記入してください。） 誘導仕様基準 仕様・計算併用法
 標準計算法 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する□に \blacktriangleright を記入してください。）		適合証がある場合	適合証がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積	m ²	円
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物の申請の場合	住宅部分の床面積の合計	m ²	円
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	円

合計 _____ 円

（注意）

- 1 手数料額の計算は、杉並区事務手数料条例別表第1により行う。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に杉並区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第35号

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年杉並区規則第105号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改める。

第4条中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、「、法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下「基準適合認定申請」という。）をしようとする者は、当該申請が建築物エネルギー消費性能基準に」を削り、「これらの申請」を「当該申請」に改め、同条の表非住宅部分を有する建築物の項及び住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書等）

第5条 省令第3条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

（1）申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す次に掲げる書類のいずれかを有する場合には、当該書類

ア 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書又はその写し
イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第7条（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定通知書又はその写し

ウ 住宅品質確保法第6条の2第5項に規定する確認書（長期使用構造等である旨の記載がされたものに限る。）又はその写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する認定の通知書又はその写し

オ 法第30条第1項に規定する認定の通知書（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」という。）又はその写し

(2) 手数料額計算書（第1号様式（建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）を受けようとする場合に限る。）又は第1号の2様式（法第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「計画変更適合性判定」という。）を受けようとする場合に限る。））

2 省令第3条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第1号の書類を添付する場合において、同条第1項に掲げる図書のうち区長が不要と認めるものとする。

3 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号。以下「手数料条例」という。）別表第1の123の8の3の項ア及び123の8の4の項アの規定により区長が定める書類は、第1項第1号に掲げる書類とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書）

第6条 省令第20条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す次に掲げる書類を有する場合には、当該書類
ア 登録性能判定機関による技術的審査適合証

イ 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書又はその写し

(2) 手数料額計算書（第1号の3様式（計画認定申請（複数建築物に係る計画認定申請を除く。）の場合に限る。）、第1号の4様式（複数建築物に係る計画認定申請の場合に限る。）、第2号様式（計画変更認定申請（複数建築物に係る計画変更認定申請を除く。）の場合に限る。）又は第3号様式（複数建築物に係る計画変更認定申請の場合に限る。））

2 省令第20条第3項の規定により所管行政庁が不要と認める図書は、前項第1号に掲げる書類を添付する場合において、同条第1項に掲げる図書のうち区長が不要と認めるものとする。

3 手数料条例別表第1の123の9の項ア及び123の10の項アに規定する区長が定める書類は、第1項第1号ア及びイに掲げる書類とする。

第7条第1項中「第35条第2項（法第36条第2項）」を「第30条第2項（法第31条第2項）」に、「第6条第1項」を「（昭和25年法律第201号）第6条第1項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第2項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「同項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を「同項各号に掲げる確認審査」に、「当該審査」を「当該確認審査」に改める。

第8条中「第35条第3項（法第36条第2項）」を「第30条第3項（法第31条第2項）」に改める。

第9条の見出し中「計画認定申請又は計画変更認定申請」を「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「規程」を「規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

建築物エネルギー消費性能確保計画又は変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出又は通知した者は、区長が適合判定通知書を交付する前に、当該計画の提出又は通知を取り下げようとするときは、取下げ届（第4号の2様式）の正本及び副本を区長に提出しなければならない。

第10条中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改める。

第11条中「第37条」を「第32条」に改める。

第12条第2項中「前項」を「前2項」に、「認定建築主」を「届出をした者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「者は」を「者にあつては」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書」を「計画の変更認定の通知

書」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

適合判定通知書の交付を受けた建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届（第8号の2様式）の正本及び副本に、適合判定通知書を添付して、区長に届け出なければならない。第14条の見出しを「（建築物に係る報告、検査等）」に改め、同条第1項中「第17条第1項又は第21条第1項」を「第15条第1項」に改め、「特定建築物又は」を削り、同条第2項を削る。

第15条中「第39条」を「第34条」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条第1項中「第3条（省令第7条第2項）」を「第5条（省令第9条第2項）」に改め、同項第2号中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号ロ」に、「1次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物」を「1次エネルギー消費量モデル建築物」に、「第10条第1号イ（1）」を「第10条第1号イ（2）」に、「屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物（以下「モデル建築物」という）を「年間熱負荷モデル建築物（以下「モデル建築物」と総称する）」に、「法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「計画変更適合性判定」という。）」を「適合性判定又は計画変更適合性判定」に改め、同条第2項中「第11条」を「第13条」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 手数料条例別表第1の123の8の5の項アの規定により区長が定める書類は、第5条第1項第1号に掲げる書類とする。

第18条第1項中「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に、「第23条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第1号様式から第2号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

手数料額計算書（適合性判定）
 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 計画の対象の範囲 一戸建ての住宅
 （該当する全てのにレを記入してください。） 一戸建て住宅以外の建築物
 住宅部分
 非住宅部分
 （ 用途が工場等又は自動車車庫等のみ）
- 2 計画書の評価方法 住宅部分：
 （該当する全てのにレを記入してください。） 仕様基準等 仕様・計算併用法等
 標準計算法
 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する <input type="checkbox"/> にレを記入してください。）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	当該部分の床面積の合計 m ²	円	円
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、 <input type="checkbox"/> にレを記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く。 m ²	円	円
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	円	円

手数料額 _____ 円

（注意）

「適合証等」とは、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条第1項第1号に規定する図書をいう。

第1号の2様式（第5条関係）

手数料額計算書（計画変更適合性判定）
 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 計画変更の対象の範囲 一戸建ての住宅
 （該当する全てのに \searrow 一戸建て住宅以外の建築物
 を記入してください。） 住宅部分
 非住宅部分
 （ 用途が工場等又は自動車車庫等のみ）
- 2 計画書の評価方法 住宅部分：
 （該当する全てのに \searrow 仕様基準等 仕様・計算併用法等
 を記入してください。） 標準計算法
 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画変更の対象の範囲（該当する <input type="checkbox"/> に \searrow を記入してください。）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	当該部分の床面積の合計 m ²	円	円
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、 <input type="checkbox"/> に \searrow を記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く。 m ²	円	円
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	円	円

手数料額 _____ 円

（注意）

「適合証等」とは、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条第1項第1号に規定する図書をいう。

第1号の3様式（第6条関係）

手数料額計算書（計画認定申請）
 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （該当するに \surd を記入してください。） 複合建築物の住宅部分
 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画書の評価方法 誘導仕様基準 仕様・計算併用法
 （該当するに \surd を記入してください。） 標準計算法
- 住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等
- 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する <input type="checkbox"/> に \surd を記入してください。）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積 m ²	円	円
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、 <input type="checkbox"/> に \surd を記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く。 m ²	円	円
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	円	円

手数料額 _____ 円

（注意）

「適合証等」とは、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条第1項第1号に規定する図書をいう。

第1号の4様式（第6条関係）

手数料額計算書（計画認定申請）
 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29
 条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
 （該当する□にレを記入して
 ください。）
 誘導仕様基準 仕様・計算併用法
 標準計算法
 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する□にレを記入してください。）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積	m ²	円
	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、□にレを記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く。	m ²	円
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	円
他の建築物	合計	m ²	円	

手数料額 _____ 円

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する□に レ を記入してください。）			適合証等がある場合	適合証等がない場合	
他の建築物	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積	m ²	円	円
	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、□に レ を記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く。	m ²	円	円
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	円	円
	小計			円	円
他の建築物	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積	m ²	円	円
	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、□に レ を記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く。	m ²	円	円
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	円	円
	小計			円	円
合計			m ²	円	円

（注意）

「適合証等」とは、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条第1項第1号に規定する図書をいう。

第2号様式（第6条関係）

手数料額計算書（計画変更認定申請）
 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （該当するに \blacktriangleright を記入してください。） 複合建築物の住宅部分
 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画書の評価方法 住宅部分：
 （該当するに \blacktriangleright を記入してください。） 誘導仕様基準 仕様・計算併用法
 標準計算法
 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する <input type="checkbox"/> に \blacktriangleright を記入してください。）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積	m ²	円	円
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、 <input type="checkbox"/> に \blacktriangleright を記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く。	m ²	円	円
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	円	円

手数料額 _____ 円

（注意）

「適合証等」とは、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条第1項第1号に規定する図書をいう。

第2号の2様式を削り、第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

手数料額計算書（計画変更認定申請）
 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29
 条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
 （該当する□に✓を記入して
 ください。）
 誘導仕様基準 仕様・計算併用法
 標準計算法
 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画変更の対象の範囲（該当する□に✓を記入してください。）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	床面積	m ²	円
	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、□に✓を記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く。	m ²	円
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	円
他の建築物	合計	m ²	円	

手数料額 _____ 円

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

計画変更の対象の範囲（該当する□にレを記入してください。）			適合証等がある場合	適合証等がない場合	
他の建築物	□一戸建ての住宅	床面積	m ²	円	円
	□一戸建ての住宅以外の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、□にレを記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く。	m ²	円	円
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	円	円
	小計			円	円
他の建築物	□一戸建ての住宅	床面積	m ²	円	円
	□一戸建ての住宅以外の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、□にレを記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く。	m ²	円	円
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	円	円
	小計			円	円
合計			m ²	円	円

（注意）

「適合証等」とは、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条第1項第1号に規定する図書をいう。

第4号様式中「第35条第2項（同法第36条第2項）を「第30条第2項（同法第31条第2項）」に、「第35条第3項（同法第36条第2項）を「第30条第3項（同法第31条第2項）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式（第9条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

杉並区長 宛

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の計画を取り下げたいので、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第9条第1項の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日

年 月 日

3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

4 取下げの理由

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		通 知 書 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当印		担当印	

(注意)

申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第5号様式中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改める。

第6号様式中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第7号様式中「第35条第1項（同法第36条第2項）」を「第30条第1項（同法第31条第2項）」に改める。

第8号様式中「第37条」を「第32条」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第8号の2様式（第12条関係）

建 築 取 り や め 届

年 月 日

杉並区長 宛

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

建築主の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知書番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知書年月日

年 月 日

3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		通 知 書 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当印		担当印	

(注意)

建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第9号様式中「第12条第1項」を「第12条第2項」に改める。

第12号様式を削り、第11号の2様式を第12号様式とする。

第13号様式中「第39条」を「第34条」に改める。

第14号様式及び第15号様式を次のように改める。

第14号様式 削除

第15号様式（第17条関係）

手数料額計算書（軽微変更証明）
 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明）

- 1 計画の対象の範囲 一戸建ての住宅
 （該当する全てのにレを記入してください。） 一戸建て住宅以外の建築物
 住宅部分
 非住宅部分
 （ 用途が工場等又は自動車車庫等のみ）
- 2 計画書の評価方法 住宅部分：
 （該当する全てのにレを記入してください。） 仕様基準等 仕様・計算併用法等
 標準計算法
 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する <input type="checkbox"/> にレを記入してください。）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	当該部分の床面積の合計 m ²	円	円
<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅以外の建築物 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、 <input type="checkbox"/> にレを記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く。 m ²	円	円
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	円	円

手数料額 _____ 円

（注意）

「適合証等」とは、杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条第1項第1号に規定する図書をいう。

第16号様式中「第11条」を「第13条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条（省令第7条第2項）」を「第5条（省令第9条第2項）」に、「別記様式第1の第2面から第6面まで」を「別記様式第1の第2面から第5面まで」に改める。

第17号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条（省令第7条第2項）」を「第5条（省令第9条第2項）」に改める。

第18号様式中「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に、「別記様式第33の第2面から第4面まで」を「別記様式第27の第2面から第4面まで」に改める。

第19号様式中「㊦」を「㊧」に、「第26条」を「第25条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式から第2号の2様式まで、第5号様式、第8号様式、第9号様式、第11号の2様式、第15号様式、第16号様式及び第18号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第36号

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区特別区税条例施行規則（昭和40年杉並区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の表（4）の項中「第47条の2第2項及び第3項」を「第47条の2第2項及び第4項」に改める。

第15条の表（14）の項中「第40条第1項第1号ア、イ又はウ」を「第40条第1項第1号アからエまで」に改める。

第7号の6様式を次のように改める。

第7号の6様式（第7条関係）

原動機付自転車・小型特殊自動車 標識更新申請書		新 標 識	区 分	番 号
年 月 日				
杉並区長 宛		納税義務者（所有者） 住 所 氏 名		
下記の 原動機付自転車 小型特殊自転車		の標識の更新について、旧標識及び標識交付証明書を添えて申請します。		
記				
定 置 場	杉並区	旧 標 識	区 分	番 号
車 名				
車 台 番 号				
総排気量 又は定格出力				
最 高 出 力				

第12号の3様式及び第12号の4様式を次のように改める。

第12号の3様式（第12条関係）

軽自動車税（種別割）減免申請書				
杉並区長 宛		年 月 日		
		住 所（所在地） 氏 名（名 称） 電 話 個人番号（法人番号）		
軽自動車税の種別割の減免について、次のとおり申請します。				
年度	税額	円	種別	
車両番号又は標識番号				
主たる定置場				
原動機の型式				
原動機の総排気量 又は定格出力				
原動機の最高出力				
用 途				
形 状				
申 請 理 由				
備 考				

第12号の4様式（第12条関係）

年度 軽自動車税（種別割）減免申請書

年 月 日

杉並区長 宛

軽自動車税の種別割の減免について、次のとおり申請します。

減免申請の種類		1 身体障害者等	2 構造	税 額	
納税義務者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)				
	電話番号		個人番号 (法人番号)		
軽自動車等	車両番号又は 標識番号		種 別		
	主たる定置場				
	用 途		使用目的		
	形状及び 構造上の特徴				
	原動機の型式				
	総排気量又は 定格出力		最高出力		
身体障害者等	住 所			納税義務者 との続柄	
	氏 名			年 齢	
	手帳の種類				
	手帳番号		交付年月日		
	障 害 名		障害等の等級 又は障害の程度		
運転免許証等	住 所				
	氏 名				
	身体障害者等 との続柄		運転免許証又は 免許情報記録の番号		
	運転免許 の年月日		有効期間の末日		
	種類及び条件				

第25号様式中「第40条第1項第1号ア」を「第40条第1項第1号ア又はウ」に、「第40条第1項第1号ウ」を「第40条第1項第1号エ」に、「第40条第1項第1号エ」を「第40条第1項第1号オ」に改める。

第25号の2様式中「第40条第1項第1号ア」を「第40条第1項第1号ア又はウ」に、「第40条第1項第1号ウ」を「第40条第1項第1号エ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第7号の6様式、第12号の3様式及び第12号の4様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第37号

杉並区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則（平成26年杉並区規則第87号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区子ども・子育て支援給付に関する規則

第1条中「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」を「子ども・子育て支援給付」に改める。

第2条の次の次の4条を加える。

（妊婦給付認定申請書）

第2条の2 府令第1条の4の2第1項の申請書は、妊婦給付認定申請書（第1号様式）によるものとする。

（妊婦給付認定）

第2条の3 区長は、府令第1条の4の2第1項の規定による申請があった場合において、妊婦給付認定を行うときは妊婦給付認定通知書（第1号の2様式）により、妊婦給付認定を行わないときは妊婦給付認定申請却下通知書（第1号の3様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 区長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定を取り消す場合には、妊婦給付認定取消通知書（第1号の4様式）により、当該妊婦給付認定を取り消される者に通知するものとする。

（胎児の数の届出書）

第2条の4 法第10条の13第1項の規定による届出は、胎児の数の届出書（第1号の5様式）により行うものとする。

(妊婦支援給付金支払通知書)

第2条の5 区長は、妊婦支援給付金を支払う場合には、妊婦支援給付金支払通知書（第1号の6様式）により、妊婦給付認定者に通知するものとする。

第4条中「第1号様式」を「第1号の7様式」に改める。

第16条中「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」を「子ども・子育て支援給付」に改める。

第1号様式を第1号の7様式とし、同様式の前に次の6様式を加える。

第1号様式（第2条の2関係）

(表)
妊婦給付認定申請書

杉並区長 宛

妊婦のための支援給付を受ける資格を有することから、子ども・子育て支援法第10条の9第1項の規定により、以下のとおり妊婦給付認定の申請をします。

1 申請者

		申請日		
ふりがな		年齢		職業
氏名				
個人番号		電話番号		
現住所				
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)			
妊娠届出日		妊娠月数		
妊娠届出日 時点の住所	(現住所と異なる場合のみ記載)			

2 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

医療機関の名称	
所在地	
電話番号	
診断又は保健指導をした 医師又は助産師の氏名	

3 他の区市町村での妊婦支援給付金の支給

他の区市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の区市町村に確認することがあります。

既に他の区市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

(支給区市町村：)

(裏)

4 振込先口座

妊婦支援給付金（1回目）を次の口座に振り込んでください。

金融機関名		本店・支店名	金融機関コード	支店コード
口座種別	口座番号		口座名義（カタカナ）	

5 その他

子ども・子育て支援法第10条の10の規定により、妊婦給付認定後に杉並区外に転出した場合には、杉並区の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先区市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

第1号の2様式（第2条の3関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

杉並区長

印

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定について、認定したので通知します。

第 年 月 日
号

様

杉並区長

印

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定については、下記の理由で却下したので通知します。

記

却下した理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

杉並区長

印

妊婦給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第10条の10の規定により、下記のとおり、
年 月 日に行った妊婦給付認定を取り消したので通知します。

記

1 取消しの日 年 月 日

2 取消しの理由

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

胎児の数の届出書

杉並区長 宛

子ども・子育て支援法第10条の13第1項の規定により、以下のとおり胎児の数等を届け出ます。

1 届出者（妊婦給付認定者）

		届出日	
ふりがな		生年月日	
氏名			
個人番号		電話番号	
住所			

2 胎児の数： 人

3 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称	
所在地	
電話番号	

4 他の区市町村での妊婦支援給付金の支給

- 他の区市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の区市町村に確認することがあります。

5 振込先口座

妊婦支援給付金（2回目）を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	本店・支店名	金融機関コード	支店コード
口座種別	口座番号	口座名義（カタカナ）	

第1号の6様式（第2条の5関係）

第 年 月 号
日

様

杉並区長



妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）について、下記のとおり支払うので通知します。

記

- 1 支払予定日 年 月 日
- 2 支払金額 円
- 3 支払方法

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第38号

杉並区家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成27年杉並区規則第45号）の一部を次のように改正する。

題名中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第1条中「の認可等」を「又は乳児等通園支援事業の認可等」に改める。

第2条中「の認可」を「又は乳児等通園支援事業の認可」に、「家庭的保育事業等認可申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書」に改める。

第3条中「を認可した」を「又は乳児等通園支援事業を認可した」に、「家庭的保育事業等認可書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可書」に、「家庭的保育事業等不認可通知書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業不認可通知書」に改める。

第4条中「家庭的保育事業等内容変更届」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業内容変更届」に改める。

第5条の見出し中「休止又は廃止」を「廃止又は休止」に改め、同条中「の廃止」を「又は乳児等通園支援事業の廃止」に、「家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書」に改める。

第6条の見出し中「休止又は廃止」を「廃止又は休止」に改め、同条中「の休止又は廃止」を「又は乳児等通園支援事業の廃止又は休止」に、「家庭的保育事業等廃止（休止）承認書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止（休止）承認書」に改める。

第7条中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第1号様式中「家庭的保育事業等認可申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書」に、「あつては」を「あつては、」に改め、「㊟」を削り、

「の認可」を「又は乳児等通園支援事業の認可」に、「を行う」を「又は乳児等通園支援事業を行う」に改める。

第2号様式中「家庭的保育事業等認可書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可書」に、「家庭的保育事業等に」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に」に改める。

第3号様式中「家庭的保育事業等不認可通知書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業不認可通知書」に、「家庭的保育事業等に」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に」に改める。

第4号様式中「家庭的保育事業等内容変更届」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業内容変更届」に、「あつては」を「あつては、」に改め、「㊟」を削る。

第5号様式中「家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書」に、「あつては」を「あつては、」に改め、「㊟」を削り、「保育を」を「保育又は乳児等通園支援を」に改める。

第6号様式中「家庭的保育事業等廃止（休止）承認書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止（休止）承認書」に、「家庭的保育事業等の」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第4号様式及び第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。